

兵庫県立図書館

☎ 078-918-3366



A101563062A

L291-64

10

9

兵

庫

縣

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調查報告

第九輯

昭和七年三月

凡例

一本輯收むる所は昭和六年度の調査にかかるものを主とし、これに前年度の調査報告に載録し得ざりしものを加へた。

一本年度の調査概要を記すと、先づ史蹟に關しては、五月揖保郡揖西村龍子の三つ塚古墳が發掘せられ遺物の出土を見たので委員梅原末治氏は武藤囑託太田囑託と共に之を調查する所あつた。恒例の夏季合同調査は揖保川、千種川の流域の主なる史蹟を數日に入り實査した。一行委員魚澄惣五郎、同吉井太郎、同伊藤八郎、囑託武藤誠、太田陸郎の諸氏で踏査せし所は飾磨郡書寫山圓教寺、姫路市射楯兵主神社、揖保郡魚吹八幡神社、勝原村瓢塚古墳、嘴崎古石佛、宍粟郡伊和神社、佐用郡最明寺、高藏寺、佐用都比賣神社、赤穂郡上郡古墳、矢野村瓜生羅漢の十一個處に及び得る所少くなかった。次いで九月下旬梅原委員武藤囑託は上郡古墳に赴き夏季調査の際に精査し得ざりし所を果した。十二月に入つて梅原委員武藤囑託は加西郡富合村玉丘古墳に出張調査し之が古墳として最も顯著なるものである事を發見し之が顯彰保存の方法に就いて講ずる處あつた。昭和七年に入つて正月中旬中村委員は武藤太田二囑託と共に美囊郡法光寺を調査し之又多くの收穫を得たのであつた。名勝天然紀念物に關しては委員原口九萬氏は四月に旬日に涉り城崎郡の日本海々岸を踏査し、更に再び八月下旬に於て委員山鳥吉五郎氏同松本從之氏と共に同地方に出張研究調査に從事された。又他方山鳥委員は神戸市の大藤及び加西郡の石部

神社の門杉松本委員山鳥委員は姫路圓光寺の檜柏をそれゝ調査さるゝ所あつた。
 一、本輯に收録せるものゝ調査にあたりて關係の諸官署その他より公私之便宜を興へられた事は誠に多大であつた。史蹟の調査に於ては前龍野警察署長眞鍋長治龍野町長中山亥三次、揖保郡揖西村々長林田憲、同郡嘴崎喜多村榮喜、美囊郡法光寺住職玉田隆榮、同郡三田町山脇滋、赤穂郡上郡町長高田貞次、同郡矢野村々長富山正治、同村小林久之助の諸氏、名勝天然紀念物の調査に於ては神戸市檜崎壽衛、河本算悟、篠原辰次郎、姫路市圓光寺住職前田恵身、加西郡在田村石部神社神職柴田善七、城崎郡香住町長植田榮助、同助役小幡勝次郎、松井幹二、同町役場濱田書記、香住小學校長北垣實一郎外訓導諸氏、原廉餘部村、鎧區長中村嘉造、嵯峨榮藏、濱坂町助役長濃昌夫、同書記松岡清次、山本市造、三尾真先香橋の諸氏より受けた調査上の好意と援助に對して深謝の意を表し度い。又加西郡富合村玉丘古墳の調査に於ては同郡神職會長林省三氏以下同神職會員諸氏の後援を受けた事を記して感謝を致し度い。上郡古墳に就いては前本會調査委員渡部多仲氏の配慮をうけ又同古墳發見の人骨の研究は京都帝國大學醫學部病理學教室醫學博士清野謙次氏、醫學士三宅宗悅氏の好意に依つた事は古墳調査に於て同學文學部考古學教室より援助を受けた事と共に特に記して感謝をせねばならない。又岩石の化學分析の勞を煩はした縣工業試驗所樋口眷二技師、渡部斐男技手の兩氏に對してその勞に感謝する次第である。

昭和七年三月

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第九輯

調査項目

史 蹟

蹟

美囊郡

第一 湯川山法光寺

加西郡

第二 富合村玉丘古墳

印南郡

第三 石寶殿—生石神社

揖保郡

第四 龍子三ツ塚古墳

赤穂郡

第五 上郡古墳



赤穂郡・揖保郡

第六 西播地方の古石佛

一八

佐用郡

第七 最明寺

一五

名勝

城崎郡

鎧・香住・佐津附近の海岸

一七

神戸市

第一 神戸市の大白藤

一三

姫路市

第二 圓光寺の檜柏

一五

天然紀念物

加西郡

第三 石部神社の門杉

一六

城崎郡

第四 鎧の袖断崖

一七

第五 蜂巣島及鷹巣島

一七

第六 孔雀洞窟

一七

挿圖目次

第一圖 法光寺附近地形圖(陸軍陸地測量部五萬分ノ一地圖分載)	一
第二圖 法光寺境内五輪塔測圖	二
第三圖 法光寺境内發見土版五輪塔婆實測圖	三
第四圖 土塔類例六種寫真	四
第五圖 玉丘古墳附近地形圖(陸軍陸地測量部二萬五千分ノ一地圖分載)	四〇
第六圖 玉丘古墳と左右の二古墳位置圖	四一
第七圖 南方より見たる一前方後圓墳	四二
第八圖 クワンス山古墳外形實測圖	四三
第九圖 クワンス山古墳の埴輪圓筒	四四
第十圖 玉野新家の一圓墳	四五
第十一圖 石寶殿生石神社附近地形圖(陸軍陸地測量部地圖分載)	四五
第十二圖 古版石寶殿繪圖	五六
第十三圖 天鈞舟(石棺蓋)	五六
第十四圖 生石神社境内石棺實測圖	五六
第十五圖 生石神社境内石棺	五六
第十六圖 龍子三ツ塚古墳附近地形圖(陸軍陸地測量部二萬五千分ノ一地圖分載)	八三
第十七圖 後圓の一部に積重ねた石室の用材	八三
第十八圖 前方後圓墳發見の鐵器類	八三
第十九圖 上郡古墳附近地形圖(陸軍陸地測量部五萬分ノ一地圖分載)	八四
第二十圖 上郡古墳の外觀(西よりのぞむ)	八四
第二十一圖 玄室の東北隅の構造	八五
第二十二圖 嘴崎附近地形圖(陸軍陸地測量部五萬分ノ一地圖分載)	一〇一
第二十三圖 矢野村附近地形圖(同 上)	一〇九
第二十四圖 最明寺附近地形圖(同 上)	一一五
第二十五圖 北條時頼坐像(神奈川縣建長寺藏)	一二九
第二十六圖 北條時頼畫像(京都府東福寺藏)	一三〇
第二十七圖 香住町附近の名勝鳥瞰圖	一三一
第二十八圖 宮古千疊敷にある一岩脈	一三二
第二十九圖 海底の辻落による地層の褶曲	一三三
第三十圖 立花洞窟	一三三
第三十一圖 辨天島の一岩柱の斷口	一三三
第三十二圖 兜島と辨天島を望む	一三三

- 第卅三圖 香住城山の複式トンボロの形式徑路を示す [三] 頁
 第卅四圖 但馬國城崎郡香住「アワセ」產コンブトニフキルム (Comptoniphyllum Japonicum Nathorst) [三] 頁
 第卅五圖 黒島洞門 [三] 頁
 第卅六圖 沖之島鑛山の地質斷面圖 [四] 頁
 第卅七圖 斜長石の累帶構造 [四] 頁
 第卅八圖 斜長石の方解石化作用 [四] 頁
 第卅九圖 煙ヶ瀬の第三例 [五] 頁
 第四十圖 神戸の大藤所在地附近地形圖 (陸軍陸地測量部二萬五千分之一地圖分載) [三] 頁
 第四十一圖 圓光寺附近地圖 [三] 頁
 第四十二圖 圓光寺の檜柏 (本堂裏に梢を望む) [三] 頁
 第四十三圖 石部神社附近地形圖 (陸軍陸地測量部五萬分之一地圖分載) [六] 頁
 第四十五圖 鐘の袖のスケツチ [七] 頁
 第四十六圖 孔雀洞門 [七] 頁

圖 版 目 次

- | | | |
|----|------------------------------|--|
| 第一 | (上) 法光寺梵鐘 | |
| | (下) 法光寺境内五輪塔 | |
| 第二 | (二) 法光寺境内土版五輪塔婆撒布地 | |
| | (三) 法光寺境内發見土版五輪塔婆 | |
| 第三 | 吉河上庄寺中百姓連署狀 (法光寺藏) | |
| 第四 | 太政官符 (同 上) | |
| 第五 | (一) 領家仲万里小房袖判御教書 (同 上) | |
| | (二) 領家萬里小房袖判御教書 (同 上) | |
| | (三) 領家嗣万里小房袖判御教書 (同 上) | |
| 第六 | (二) 法光寺別當職補任狀 (同 上) | |
| | (二) つぼね假名消息 (同 上) | |
| 第七 | 玉丘古墳外形實測圖 | |
| 第八 | (二) 玉丘古墳全景 (東方より望む) | |
| | (二) 同 上 前方部 (西南より望む) | |
| 第九 | 同 上 長持形石棺實測復原圖 | |
| 第十 | (左) 同 上 石棺底石 | |

(右) 同 上棺材の一部

第十一 富合村發見石棺蓋二個實測圖

第十二 同 上寫真

第十三 (上) 石寶殿(生石神社)遠景

(下) 生石神社石階

第十四 (上) 生石神社々殿及石寶殿

(下) 石寶殿(側面)

第十五 石寶殿實測圖

天鈞舟(石棺蓋)實測圖

第十六 龍子三ツ塚古墳外形略測圖

第十七 (二) 北方より古墳所在地(中央の山頂遠望)

第十八 (三) 三ツ塚前方後圓墳の後圓部

第十九 (二) 北方より觀たる三ツ塚前方後圓墳の後圓部

(二) 同上後圓部堅穴式石室の北壁基底部

第二十 (二) 三ツ塚前方後圓墳堅穴式石室遺存部實測圖

(二) 同上 原形推測圖

第二十一 (二) 同上 發見三神三獸々帶鏡の一

第二十二

- (一) 同 上 の 二
- (二) 西方より觀たる三ツ塚圓墳
- (三) 同上發見鏡殘闕

(左) 三角緣四獸鏡

(右) 菱鳳鏡

第二十三 上郡古墳石室實測圖

第二十四 同 上 陶棺實測圖

第二十五 (上) 同 上 羌道部發掘狀態

(下) 玄室より羌道部を望む

第二十六 (二) 同 上 陶棺(俯瞰せる所)

(三) 同 上 (側面)

第二十七 陶棺内發見人骨

第二十八 (二) 嘴崎の石佛

(二) 同 上

第二十九 (二) 瓜生の石窟(羅漢石佛所在地)

(三) 瓜生十六羅漢石佛

第三十 (二) 同 上

- 第冊一 (二) 最明寺遠望
(二) 北條時頼木像(最明寺安置)
- 第冊二 (二) 同 上: (背面)
(二) 同 上: (側面)
- 第冊三 (一) 鮑洞窟
(二) 松ヶ崎の絶壁
- 第冊四 (二) 餘部「サワリ」鼻
(二) 鎧灣東岸の一部
- 第冊五 (二) 宮古千疊敷
(二) 須井の濱と赤島
- 第冊六 (二) 但馬松島
(二) 稲村島の柱狀節理
- 第冊七 (二) 兜島
(二) 城山(御神島)を境より望む
- 第冊八 (二) 黒島洞門
(二) 但馬赤壁
- 第冊九 神戸市の大白藤
- 第四十 (二) 圓光寺の檜柏(目通りの處を中心として撮影)
(二) 同 上(主幹の數本をあらはす)
- 第四十一 (二) 鎧ヶ袖断崖
(三) 煙ヶ瀬洞窟全景
- 第四十二 (二) 同 上 西門
(三) 同 上 細部
- 第四十三 (二) 鷹の巣島と煙ヶ瀬洞門の北門
(三) 鷹の巣島
- 第四十四 (二) 蜂巣島
(二) 同上細部
- 第四十五 濱坂、佐津附近海岸地質圖

史

蹟

調査委員 魚澄惣五
 同 同 同 同 同 同 同 同
 記 収 置 梅 原 井 村 中 辰 魚
 太 武 伊 藤 藤 原 末 太 直 悅
 田 藤 陸 八 藏 勝 郎 治 章 郎
 藤

美囊郡

第一 湯川山法光寺

〔圖版第一—第六〕



(載分圖地分萬五)圖形地近附寺光法 第一圖

一、調査の機縁

美囊郡中吉川にある真言宗の名刹法光寺に就いては、從來あまり所見がない。然るに昭和六年十二月發行の「兵庫史談」第七十二號に「春華門院供養塔」なる一文があつて、法光寺境内に在る五輪の塔婆が春華門院の供養塔であると言ふ記事があつた。もし果して其の言ふが如きものであるならば、それは非常に面白い事であり、同時に同種類の遺址中の特殊例となり得るのである。何となれば吉川の土地は我が中世期に於ける皇室の御料地であり、その長い複雑な傳領の中に、たしかに春華門院の御手に歸した時代もあつたのである。だから茲に其の供養塔が建立せられたといふ事は、あり得る事象なのである。とは言へ、他の同種同様の遺址には、さうした事が一つも行はれて居ないのであるから、もし本遺蹟が其のいふが如きも

のならば、實に稀有の例である上に皇室領地と地方文化との關係、皇室領地と地方民との關係を考察する上に、極めて興味の深い新事實を學界に提出する事になる。それが第一に私共の注意を惹いたのである。

併し乍ら、其の小篇中に於ては、その塔婆が春華門院供養塔であると断じ得べき積極的な證據は一も提供されて居ない。それに引用されて居る所の

吉川上ノ庄法光寺々中禁制中

四至 東限深山

北限谷

南限南谷

西限大川

右彼寺者、八條院春華門院爲御領所之間、於寺内不可有殺生罪、不可切竹木爰文字見
へ不申候、上下人等不可致違亂煩者也、若於背此旨輩者可爲罪科也、仍禁制如件

建永元年二月三日

御 判

預所散位藤原判

といふ一文書に問題が残る。(其の文書は誰の所有か明記されて居ないけれども、福原潛次郎氏所蔵文書らしい。兵庫史談に引用されて居るのは多少の誤植があるので、今は京都帝國大學國史研究室所蔵の影寫本によつて訂正して掲げた) 第一に、その文書は形式上より觀ても普通の禁制とは頗る様式を異にする。第二に、其の文書を読んで見れば、其の文字や語法の上に、些か奇異な感がある上に殊に年號の次に「御判」のある事は、如何にも怪しい。第三に考へさゝれる事は、元久三年は四月二十七日に至つて始めて建永と改元されたのであるからには、建永元年二月三日といふ日

のあらう筈がない。然らば、其等の理由からして兵庫史談引用の法光寺禁制案は、信頼するに足らぬ文書であると斷じて憚らない。それが信ぜられないとなれば、この建永元年の禁制案を唯一の手懸りとしたらしい春華門院と法光寺塔婆との關係はその儘に信ずる事は許されない事になる。さうした推論の結果、私共は、やはり私共自身の手で實際に就いての調査を必要とする事になつた。

以上が本調査員らが本史蹟に調査の手を染めるに到つた由來である。それ故に、其の事由を最初に牢記して本遺蹟研究の先達たる兵庫史談の筆者に深甚の敬意を表し、其の記事が本報告を作らしめた原動力である事を明らかにして置く。

二 調査の経過

昭和七年一月十七日小雪の降る時さへある寒い日であつた。本會調査員武藤誠、太田陸郎、中村直勝の三名は有馬郡道場村山脇滋氏に案内されて上吉川村に向つた。そして法光寺境内から土板の小塔を最初に發見したといふ中吉川村の吉田一美氏に案内され、法光寺住職玉田隆榮師の説明をきくながら、法光寺境内を一巡してそこから思ひがけない幾多の新史料を得た。其後、中村は境内發見の小土塔の事に就いて大阪市東區備後町五丁目の大脇正一氏を二回程訪問し、小塔の表面に陰刻されてある梵字についての氏の意見を聽き、また玉田隆榮氏よりの教示にも接し漸くにしてこの報告書を作製した。此の報告書は前記の人々の厚き助力と助言とに依りて生れ出たものである事を、本文に入るに先立ちて記して以て心からの謝意を表さねばならぬ。

三 法光寺の縁起

三木町から右して志染川に沿うて溯れば、志染から東して丹生、山田を経て神戸又は有馬に出る事が出来るし、北して淡河に入ると上淡河八田を遡つて道場川原に達する事が出来よう。而してもし三木から山壠を中に挟んで志染川に別れて左すれば、美嚢川の沿岸を潮流する事となり、十六夜日記で有名な細川を通り、口吉川、中吉川、奥吉川から三田町に到着するであらう。即ち湯川山法光寺の所在地なる中吉川といふのは、三田と三木とを繋ぐ交通路の中間に位する村邑で、今は三田から行くのを便とするが、上代に於ては恐らく三木から踏み分けたものであらう。四周みな山又山の間に、美嚢川が開いた可なり廣い耕地が山裾に廣く長く沿うて居り、その中央に川が涼しい水を潺々として流して居る。海岸線からは隨分遠く離つて居るけれども水路からは見放された土地ではなく、却つて水運の便には恵まれた土地であつた。

中吉川から若し北に行けば、北谷又は上東條を通つて鴨川村の山彙に出るであらう。そこは御嶽山清水寺を中心とした一大山塊地域である。又もし南下すれば淡河を經て丹生山や帝釋山に達するであらうし、しかもそれらの山々は水系からは割合に近いに拘らず、山貌たしかに雄大で深山の様な姿を見せるものがある。何としても自然の地形は周囲みな山岳地の中に生じた一盆地にすぎない。而して其の自然は、我が法光寺の創立に當つて、或る力強い影響を興へずには置かない。

法光寺には永正三年八月七日の年紀を有する法光寺縁起一巻がある。少しく後の寫本である

らしく、また此種縁起類の通有性として、其の誌す所を一々に信用し得べきでない事は勿論ながらまた其の中に自ら眞實の或るものを持て居る事がないとは言へぬ。少しくそれに耳を傾けて見よう。

當寺は人皇三十七代の御門孝徳天皇の御宇、空鉢仙人の草創、本尊は彌陀千手の兩尊、鎮守は日吉七社權現なり。就中、當國東南の角に熱湯湧出す、人民近づく事を得ず、有情の草木其の出湯に枯朽す。肆に、播州湯河山の内に伽藍を建立すべし湯河寺と號すとの勅宣あり。時に明石三郎志に惡業をなし、寺場となし山人の禁制を用ひざる事、度々に及ぶ。明石三郎とは實は細田三郎貞吉なり。夢に法道仙人は一乗法花の持者にして三密瑜伽の行人なり。千手寶鉢の法を成就して鉢を虚空に投げて十方の供養を受く。我を飛鉢上人と言へ。一切の天龍八部鬼神魔界崇敬し奉らざるは無し。伽藍を建立せんとし則ち彼の貞吉を擅那となすべし。然らば子に會ひ親に會ふの方便と成るべしと仰せらる。〔明石三郎〕その事を葦原の神明に申さんと欲して祈誓申すべしと一七日參籠す。効なし。二七日の満夜の曉方の御夢想に、「社前に市を立て商人をして賣買の營をせしめば、望む所相待つべし」と。夢想の如く新らしき市を立つべき由を披露致し治定の日限を待つ。諸人群集し難有き御事、申す計りなし。其外親に會し子に會し、親子再會の說之あり。之に依つて親子再會の市と號す。(下略)

全く荒唐無稽の物語である様でもあるが、其中に少くとも三つの注目すべき記事がある。第一は開基とする空鉢上人と法道仙人との名が見ゆる事であり、第二は山號湯川山なる名稱の起源に關する説明であり、第三は社前に開かれたといふ親子再會市の事である。

第一の開基空鉢上人なる人に就いては元亨釋書卷十八神仙の中に所見があつて、法道仙人の異名である事が明にされる。それに從へば天竺の人である法道仙人は靈鷲山中の仙苑にあつた五百持明山の一人であつて金摩尼法を修して道を得、須臾にして十方刹に遊び、便ち本處に還り得る

神通力と無量歳の壽を保つた道仙であるが、一日紫雲に乗りて仙居を出で支那を経て百洛に到り、更に日域に入りて播磨國印南郡法華山に下り、常に法華を誦し密觀を修した。そこに或は多聞天王の雲に駕して來るあり、或は牛頭天神の來るあり、或は天龍鬼神の來往あつたが仙人は常に鉢を飛ばして供を受けたので、州人之を呼んで空鉢仙人と言つた。其後孝德天皇御不豫に亘らせられた時、道仙人は召されて持念し、玉體忽ち平復した事もある。法道在住數十年にして一日衆に自分の歸期至つた事を告げ大光を放ちて雲中に姿を消した。其の道仙は多くの精舍を國中に營んだので、今に諸國に其の遺址を見る事が出来る。」といふのである。例へば本調査報告第八輯に收められた所の御嶽山清水寺の如きまた法道仙人の開基と稱へて居る程で、此の地方には其の芳流が久しき後まで各所に存在して居つた事は、疑ふべくもないと共に、此の山間部落地方が我が上代、殊に佛教渡來前後に於て如何なる信仰心に培はれて居つたかを察知すべきではあるまい。本縁起に記されたる所の如きもとより其の文字通りに信用し得べきでもなく、それに科學的な檢剖を加へるべきではないにしても、此の地方に根ざした信仰が普通の佛教的な色彩の外に、餘程道教的な分子の多い事は、否めないであらうと思ふ。そして後世に本寺が真言宗を奉じたとしても、それは非常に修驗道の影響を受けた真言宗であつたらうと惟はしめるものがある。其の事は、本寺の鎮守が熊野金峰山王八幡等を以てせる事と相關聯して、想ひ到る所であらう。

第二は山號湯河山に關する口碑であるが、當國の東南角といふ意味は何れの地を指すのか明瞭ではないけれども、現に中吉川には湯谷の地名あり、淡河には湯屋上の地名があるのみならず、瀧湯

といふ鹽類鑛泉の湧出もあつて、近くは攝津の有馬村に境し、此の地方が温泉地域たる事は明かである。されば湯河山の名稱の原由たる本寺の地域に熱湯湧出したりとする縁起また全く虛構ではなく、かゝる靈域こそは却つて上代に於てよく佛閣の建立さるべき土地、神社の創立さるべき境地として擇選されたものであるから、この傳説また多少の眞を傳ふるやも知れない。

第三の親子再會市的事は、他に之を傳ふる史料もなく徵證すべき文献もないけれども、神社寺院の門前に市が立つ、そこに民衆が群參して生活の必要品を購入販賣する事は、我が中世に於ては通有の事柄である、その上に此の縁起の記された永正三年頃は其種の市が殆んど全國的に普遍した時代であるから、永正三年の頃には、現在行はれて居り殷盛を極めて居つた門前市であつたのではなからうかと思はれるから、此の記事は、最も信憑すべき性質のものであらう。若し果して然ならば中世に於ける本寺が如何に地方文化の中心であり、地方經濟の焦點であつたかも、暗示するものであると言へよう。

×

×

×

法道仙人を開祖とする寺傳が嚴密なる歴史的意味に於ては信頼し得ないにしろ、その所傳は割合に古くからあつたものらしく、本寺所藏文書中にも、承元三年六月十二日法光寺住僧等解を始めとして、文永二年十一月十八日太政官符、應安二年七月日山城守源朝臣の禁制等に明記して居る所以あるし、以下の諸項に於て記す所によつても察知し得る如く、本寺はもと純然たる佛教思想に基いて草創されたものでない事だけは斷言し得よう。而して其の開基の年代とか其後の久しきに

亘る間の寺誌の如き、殆んど之を闡明する事が出来ない。たゞ幸にも當寺には文永二年十一月十八日の太政官符以下三十九通の文書が叢藏されて居り、神戸の福原潛次郎氏がまた弘安七年七月廿五日の地頭・地頭代・下司等連署の請狀以下三十六通の文書を珍藏して居られるものがあるので、僅かに其後の變遷を窺ひ得るのみである。

四 沿革略誌（其二）

其後の法光寺に就いては杳として知る所がない。王朝時代を通じて相當の規模を有し相當の勢力を保持したのであらう事を想像し得るにすぎない。とは言へ中央部寺院のやうな華やかさを有しない事は勿論である。其の寺領にしても、中央部寺院が寺領を全國的に所有して其れからの進納を以て寺家經濟の基礎としたのとは大に相違して、本寺の場合の寺領と云へば後に寺領の項に於て詳述する如く、寺域或は近隣の土地を有するにすぎないものである。従つて法光寺文書の中からは法光寺の莊園に關しては、何等の記録を見出しえない。それよりも寧ろ法光寺自らが或る本所及び領家に隸屬して居つたのであつた。

かゝる状態に於ける寺家として第一の責務は其の寺域の保全といふ事にある。境内地の保護といふ事に一番の努力が加へられた。即ち武家幕府が鎌倉に確立せられ、武家政治の時代が現出せらるゝや寺院は早くも文治二年に寺領山林の伐採を禁止せられん事と守護使等の不入とを求めたのであつたが、越えて承元三年六月十二日に至つて住僧の名に於て、三箇條の要求を其の領家に提出した。それに對して領家からは別當左京大夫藤原信定の外題を賜つて、其の申出が許容さ

れた。其の三箇條の申出なるものは、今後多くの場合に記されるものであるから、茲に煩を厭はず全文を引く

（外題）

「任申請早可致沙汰之由所被仰下也

別當左京大夫藤原朝臣（花押）

播磨國法光寺住僧等解申進申文事

請特蒙朝恩寄進御祈所令停止狼籍三箇條子細狀

一請預御慈被禁斷近里狩人等入寺中殺生事

右竊惟有時狩人於本尊護法之前後、害狼鹿、或時鷹飼於鎮守權現之宮邊、殺鳥類。因之、血零明暗潔界之地、肉留日夜行清淨之神社、見此眼穿聞彼耳痛、如切如割、難堪難忍、慈淚每視號千行、悲炎每號九廻、爰加制止者還被蹂躪、至禁語人剝被陵礮。望請蒙御哀諭言、欲止彼等殺生、所以者何、心有有者雖大小異、惜命無異、生受受者、雖賢愚替勞身無替、三千律儀莫勝於不殺之善、罪業根本勿過於殺生之惡、薄物羅尊者、昔持不殺生之力、受人天妙乘、於九十一劫、感長遠福壽於生々世々、彌勸菩薩古挾一山禽獸、於野火切得慈氏名、終招法王職位於釋尊、當知長壽之因、莫甚於不殺之善、菩提之罪勿過於慈悲之行矣。

一請蒙天恩、致制止遠近里人亂入寺林、不恐佛神、切取用木事

右謹考案内、神社佛寺者、以樹木爲形、以香花爲備。若無蘭者、於花之供養而不可有、若無樹者、於香

之供養而不可有。加之、三世諸佛ト樹取正覺、一切神道綠林會垂跡、況種木堀泉、施佛僧事菩薩萬行之隨一、蘊陲萬善之其內也。故經說、清淨蘭花葉茂盛、流泉浴池施佛及僧云々。且爲山寺之躰、且爲佛神之粧。望請蒙御諾制止寺林住侶、各寄制地松柏、奉祠朝天之千秋葉萬歲葉矣。

一請蒙 鴻恩令停止里人於寺内觸事成煩事

右或於田畠成違亂、或於寺家致嫌斷之沙汰、令憂惱僧衆事、或成行學之障礙、或忘祈禱之懇志、此難堪次第也。望請任佛家法、有犯人之時者、除衣鉢可追出若有大罪之輩時、於寺境可召渡者也、縱雖爲大犯輩、任僧家法、令追出者難有事也。

合四至東限山道

南限深山
北限楠谷

右法光寺者、法道仙人草創、又云空鉢聖人上字彌陀如來爲本尊、熊野・金峰・山王・八幡等十八所之權現爲鎮守、方今聖跡苔舊數百年、利生日新、一念中、初中夜之行法、流未乾、香花燈明之雲煙、匂彌芳、此是並宇常住力顯密興行功也、然極大無緣之栖貧窮孤露之處也、爰住侶等、逢堯舜無爲之君化、挑顯密最極之法燈、仍三箇條子細所勒如件、誠惶誠恐頓首謹言

承元三年六月十二日

住僧寺主

其の袖に外題を加へたる左京大夫なる人は坊門信隆の男にして非參議を以て從三位したる信定であるが、彼が別當であつたのは何院の別當であつたかを明かにし難い事を遺憾とする。後鳥羽院か八條女院かの院の別當であつたのではないか。就中、八條院ではないかと思はれる。何となれば法光寺の所在地なる吉川が八條院領であるからさう推量するのであるが、何れにしても其

の決定は後日に譲る事にしたい。

挾、法光寺は、其の所在地の天然的な條件が、山又山の中であつたために狼鹿の往来繁く、從つて獵師の驅馳はげしいものがあつた事や、文化的教養に缺けて居る地方民が、とかく境界の不明瞭な山嶽地森林地域に乘じて潜入し、不逞の行爲を敢てした事も、有り得べき事柄であつたと思ふし、里人の有力者が比較的に勢力の薄い寺内に闖入して、寺家の平和を害し寺家の行法を妨げるといふ事も、此の地方の状態から推して避け難い事であつたと思はれる。されば、法光寺の本所であらう所の院の別當坊門信定からは、其の寺からの願意を許容されても、其の實蹟は容易に舉りさうにもない。寺家からは度々さうした事を願ひ出た事であつたらう。例へば應安二年七月日山城守源朝臣花押赤松義則の禁制、永和元年十一月日赤松義則の禁制等に記されて居る三箇條は何れも上記の通りの事項に就いてである。

文永元年十二月十九日當寺の蓮勝は奏狀を上つて三箇條の保護を懇請した。それに對して翌二年十一月十八日太政官は播磨國司に官符を下して(圖版第四)

一、應禁斷當國法光寺四至内殺生事

一、應停止伐取同寺領山林、並諸方使闕入事

一、應定置同住侶中、不嫌貴賤高下、令智德淨行老僧十人、寺務執行、並修學顯密教法、奉祠玉體安隱事

の三箇條を指令して居る。其の中でも第三條は注目されるべきものと思はれるから、項を改めて研究を進める事にしよう。

五 沿革略誌（其二）

本寺の沿革を辿りて吾人の非常に嬉しく感ずる事は、本寺が上掲の如き権力者爲政家の外部的な保護を求むるに吸々たりし事を見るよりも、寺中又は莊官莊民の内部的なる擁護の頗る厚かりし事を發見し得る事であらう。中央文化より遠ざかれる地點にある寺院として、また中央寺院の勢力を失墜せし時代の事象として、京都に於ける朝廷がこの實力を消散した時代の常として、中央政府の統制力が薄弱となりし時に際會して、寺社領保全の最上策は、寺中莊官の一致協力によるものゝ外にないのである。されば本寺の文書中に（圖版第三）

吉河上庄百姓等連署狀

右子細者、於彼法光寺、不可存不忠者也、若於山野御油田畠等、不慮之煩出來時者、庄官與寺僧、以同心之儀、公方可上申歎者也、仍連署狀如件

建仁三年八月五日

寺中

僧良禪(花押)

僧相賢(花押)

僧定尊(花押)

僧縁忍(花押)

僧永陳(花押)

高向行利(花押)

林守重(花押)

多紀近元(花押)

藤井國遠(花押)

漢人吉行(花押)

庄内

同 吉弘(花押)

高向武重(花押)

同 真武(花押)

同 真員(花押)

源 貞宗(花押)

同 貞景(花押)

石野貞遠(花押)

同 景道(花押)

山 真景(花押)

多紀近守(花押)

嶋 景遠(花押)

藤原助安(特押)

日置安次(花押)

同 真綱(花押)

藤原重真(花押)

同 真綱(花押)

嶋 景綱(花押)

藤井國依(花押)

僧增智(花押)

僧賢智(花押)

僧仙覺(花押)

僧良意(花押)

僧妙鏡(花押)

公文橘(花押)

地頭代藤井(花押)

預所藤原(花押)

新公文 山(花押)

公文代僧尊永(花押)

寺僧門弟等

僧理景(花押)
僧善證(花押)
僧良範(花押)
僧蓮智(花押)
僧定俊(花押)
僧玄永(花押)

日置安眞(花押)
伴貞元(押花)
山恒眞(花押)
財田爲安(花押)
山守綱(花押)
上村衆友永(花押)
土師久遠(花押)

と言ふ一通の文書がある事と、また福原潛次郎氏所藏文書中に

法光寺並永谷村殺生禁斷

於寺内者可爲永代候、於惣村者可爲二ヶ年。御教養酒於堂内飲事、永代可停止仕候、村内酒肴一年可止候。以此旨可有御披露候、恐々謹言

弘安七年七月二十五日

下司 康定(花押)

地頭代 佐吉(花押)

小野 行員(花押)

地頭 小野氏女(花押)

内の神聖を保つ事に心を用ひた事蹟を明かにし得るのである。以て寺僧と地方民衆との平和にして幸福なる接觸を欣ぶべきではなからうか。

延久四年十二月二十五日吉川莊預所の名に於て領家の御教書が出され、本寺は公家武家の御願寺として小事と雖も煩を成すべきでないが近年は寺家頓に零落したに拘らず、近頃歳末の簾及足沓役なる課役が課せられる事は僧家不相應の所役であつて、寺家としては非常な負擔であるから免除されたいと歎願して來た事に對して「於向後者可令停止非儀也、依之彌可致御祈禱之忠節者也」と言つて、寺家に對する歳末役を免除せられたのであつた。寺家の衰退と言はんよりも寧ろ公家武家の尊崇と言ふべきであらう。領家の温い羽翼の保護と言ふべきであらう。

其の前後から吉川庄と其の領家萬里小路家との關係が著しく目立つて來るが、それは後項に改めて記述する事として、また別に播磨國の守護赤松氏の外護も決して鮮少ではなかつた。前掲の赤松義則の禁制を始めとして嘉吉元年十一月七日の赤松則秀の寺領安堵の御教書、天文八年十二月二十五日湯原次郎右衛門尉の禁制、慶長六年九月吉日の若原右京亮の禁制の如き、武家が寺領の保全に盡した足跡に外ならぬであらう。

六 沿革略誌（其三）

本寺本堂の斜左向側に一宇の土蔵がある。其中に現今僅かの大般若經が殘存して居る。何れも鎌倉時代の版經であるが、其の内の一卷、第四百三十七卷に次の如く墨書の奥書がある。

播州三木郡吉河庄法光寺住持

右筆了舜五十九才

明應三年癸丑九月書寫了

古老のいふ所に從へば、明治の中頃まで、此の經卷を村内の壇家に御守札の様に配布して歩いたものであつたとの事であつた。

また本寺に幾面かの伎樂の面を秘藏する。このうち青鬼面に次の如き刻銘を見出し得る。

作者 三位公了舜

三木郡法光寺住持也

永正元年十二月 日

一幅の大きな涅槃像の背面に

爲林叟全芳禪門次道川禪門理教禪尼祐但禪尼各菩提並金物池内壇那也

播磨國三木郡吉川庄法光寺什物也額儀同三司一品金剛佛子弘因道號晴山敬書矣

書筆者金剛佛子了舜 文明四年壬辰六月一日敬白

といふ墨書があるのは、前二者にも増して注意さるべきであらう。何となれば、この涅槃像の額字を書いた儀同三司一品といふのは、菩提院儀同三司と言はれた有名な萬里小路冬房なのであるから。冬房は建聖院内大臣時房の嗣として後花園天皇に仕へ、從二位權大納言にまで昇進したのであるが、寛正五年正月十三日現官を辭し、亞で後土御門天皇御即位に際して傳奏を奉仕した功に依りて六年正月正二位となり、更に應仁元年九月二十日後花園上皇が世上の擾亂を嘆き給うて突然

御出家遊ばされた日に、急に從一位に叙せられ、大臣に准せられた人である。蓋し此日烏丸資任と共に上皇に従つて薙髮したのである事は、「後法興院政家記」に記す所である。年四十五歳、法名弘房又は弘圓といふ。即ち其の菩提院弘圓が自ら筆を染めた題額である事は、本寺と萬里小路家との關係を物語る一史料であると共に、室町時代に於ける寺運また以て熾であつた事を知るべきであらう。

更にもう一つ本寺の沿革誌上に明記せねばならぬ事は、本寺の梵鐘である。(圖版第一上)。それは本堂の正面向側にある鐘樓に吊られて居る。其の姿は極めて簡素であつて、やゝもすれば見落されるかも知れないけれども、それには次のやうな陰刻銘がある。

奉鑄推鐘幡昂三木郡吉河庄

湯河山法光寺常住

本願衆僧中

大工 館東郡大野郷

野里村藤原朝臣

助右衛門尉政家

大工 細河庄次郎左衛門尉

勝原朝臣平末次

黒土本願 淨心坊 五郎兵衛

道次 宗杉寺
西法 淨法寺
次郎兵衛 源兵衛

妙性 妙心 法西

宗忠 妙嚴 宗祐

妙覺 妙祐 受慶

永忠 妙清 宗清

妙蓮 四郎衛門

伽人 看女

妙法 妙空

伽人 妙性 道心

妙幸 妙波 道祐

妙金 安受

新衛門
宗玉

法光寺梵鐘陰刻銘拓影(部分)



慶長六年辛酉拾二月三日

茲に記されたる多くの篤信者は、何れ此地方の募縁者であらうが、それだけに、そこにも地方民衆と本寺との關係の並々ならぬものあるを思はしめ、當寺が慶長十八年十月廿二日附若原右京亮長秀の寺領安堵狀、同年極月廿一日友軒書狀、或は元和五年九月十七日伊賀守板倉勝重の寺領安堵狀を得て、國家天下の替り目に際會しても、微動だもせずに其の波濤を巧みに凌ぎし所以も、また偶然でない事を思はしめるものがある。

既に天下は戦亂の時代を過ぎて平和の時代に入った。地方に分立した武權は、中央幕府に統一せられるべきである事が明瞭になつた。かかる動亂の時代に善處する事はなかく、容易の業ではない。それを寺領安堵の上から眺めて見よう。

七 寺域並寺領

前數項に屢記する如く當寺の占據せる地勢が山岳地帶であるから、寺域の四至の如き、自然極めて曖昧である事は、已むを得ないであらうが、承元三年六月十二日の住僧等解には東限深山、南限深山西限大河、北限梯谷とあり、文永二年十一月十八日太政官符には東南北は同様で西だけは限山峯とあるけれども、それが科學的明確さを以て規定されたとは、もとより思はないが、如上の記し方を以てしては果して何れの地域までが寺領であつたかは、到底今日からは見極める事は困難であらう。たゞ漠然と寺の周圍一帯の土地と言ふ事を知り得る以上には、出られない。而してそれらの寺域に對しては、既に文治二年に守護所檢非違所或は當莊他所の諸方使の闖入を停止せられん事

を求めて、或は國司の廳宣を得たり或は守護の免許狀を得たりして居るのであるが、其の申出に「神社佛寺は樹木を以て形となし、香花を以て備となす。三世の諸佛樹をトして正覺を取り、一切の神道森に縁りて垂跡せしむ。且つは山寺の躰たり、且は佛神の躰たり」と言つて、寺領内の山林保護に力を注いで居る事は、如何にも道理のある事であると言はねばなるまい。

されば朝廷に於ても文永二年十一月十八日の太政官符に於て寺域内の竹木伐採を禁じ、里人の亂入を止めたし、建仁三年八月には庄内百姓は寺僧と共に連署して、若於山野御油田畠等不慮之煩出來之時者、庄官與寺僧以同心之儀、公方可上申歎者也」との誓約をして居る事もある。

吉河上庄が萬里小路大納言家を領家とした關係から、法光寺はまだ萬里小路家の保護を仰いだが、それとは別に、此地方の土地が法光寺に寄附せられた事も、また少くない。觀應元年十月十五日地頭少野盛國が塔敷冊代を、延久五年七月十七日越中守能貞が圓定房垣内の土地一所を寄進したのを始めとして、文明九年十二月十三日小野宗光の燈油料田寄進以下少額ながら、地方豪族から本寺に土地を寄進し、本寺を其の領家と仰いだ事も夥しいものであつた。従つてそれからの寺領に對しては、應永廿七年十二月八日には四ヶ村惣追補使たる主計助茂泰の名に於て惣追補使が檢斷の必要ありて、寺領内に入部する場合にも、勅許を仰いだ上でないと、猥りに入部しないといふ約束をして居るし、嘉吉元年十一月七日には赤松則秀の下知狀によりて、法光寺領の當知行が安堵せらるゝ所があつた。福原氏文書中にある左記の如き一通は、其頃の寺領の概貌と、寺運の大凡とを知るに足りよう。

播州三木郡吉河上庄内法光寺奉免田畠事

合壹町貳段拾伍代内	
壹反廿五代	分米八斗
壹反十五代	分米七斗
壹反	分米六斗貳升
貳反	分米壹石三斗
壹反廿五代	分米七斗五升
貳反	分米壹石三斗
壹反廿五代	分米八斗五升
壹反廿五代	分米玖斗
已上七石貳斗貳升	日佛供田
貳反卅代	分米貳石六斗
總已上九石八斗貳升	大般若田 <small>藤田掃部助先祖寄進塔敷加定</small>
一畠方 壱町五反廿五代内	七反廿五代 本堂鎮守並諸堂屋敷成畢
八反五代	寺中坊敷成畢
右大略如此、仍而狀如件	

交寄四年九月一日

緒田信長豊臣秀吉の天正檢地以来土地の計算法は改正せられた二坪の面積を以て計算せられた。すに、土地からの收入を以てせられる事になつた。即ち石高の制である。されば法光寺領も檢地から免れる事が許されないと共に、其の收入は石高を以てせらるゝ事となり、それは五十石に整理せられた。法光寺文書でそれが見える最初のものは、慶長十八年十月廿二日若原右京亮良秀の折紙狀で、御倉入高頭五十石の寺領を承認し諸役御免の旨仰出された由を法光寺に傳へたものである。それに次いで同年十二月廿一日附で出された友軒なる人の副狀によると、この五十石は檢地帳面外として寄進せられたものである事と、暫定的のもので、來年の儀に就いては別の手續によるべきものである事が知られるのである。思ふに此の五十石こそは眞の意味に於ける寺領であつて、恐らく寺域——それは多く山林であつたが——外にあつて米穀の收穫ある場所からの收入額であるのであらう。元和五年九月十七日には京都にあつた所司代伊賀守板倉勝重の下知狀が出されて、法光寺山門内の寺屋敷分及山林竹木等は當知行の旨に任せて、改めて法光寺に寄附せられ、天下安全の祈禱を命ずる所があつた。茲に於て境内寺領雙つながら寺有たる事が徳川幕府によつて確認せらるゝ事となり法光寺は巧みに戦國から徳川の世界へ合流し得た。

今法光寺に慶安元年二月廿四日の徳川家光朱印狀を一通保存して居る。恐らく家康以降歴代將軍のそれと並んで記念すべきものであつた。

今法光寺に慶安元年二月廿四日の徳川家光朱印狀を一通保存して居る。恐らく家康以降歴代將軍のそれを完備して居つたものであらうけれども、すべて失はれて、今は僅かに大猷院殿のそれ

あるが、寺家に於てはなほ藩侯の承制を得る事を安全であると思惟してこれを求めて、其の一兩年前三木美濃兩郡を賜うて其の所領とした明石城主松平忠國即ち安堵の副狀を附與した。

爲後證如併

法光寺

万里小路家との關係

嘉元四年六月十二日後宇多院から龜山院の皇女昭慶門院に其の所領を譲與された所謂後宇多院御領目錄の中に、觀喜光院領なる一群の所領がある。もと鳥羽上皇と美福門院との間に生れ給うた皇女八條女院暉子内親王の所領であつたが他の多くの八條女院領と共に、後鳥羽天皇の皇女春華門院昇子内親王に傳はり、門院が建暦元年十一月八日芳壽御十七歳で果敢なくも朝の露と消え給うた後は、御後嗣も未定であつたから時の順徳天皇の御手に歸した。其の莫大なる御所領は承久役に際して大に鎌倉幕府の注目する所となつて、一旦幕府は之を沒收し改めて後堀河天皇の御父君後高倉太上天皇に寄進し參らせた。後高倉院はこれを一旦收め給ふと共に皇女安嘉門院に譲渡せられ、安嘉門院の薨後、龜山天皇の御手に歸した。時は恰も皇統は大覺寺統・持明院統に兩分せられ、持明院統の後深草上皇の御掌中には長講堂領なる老大なる御所領が保持せられた時代であつたので、龜山天皇の御手に渡つた八條院領は大覺寺統に取りては無くて叶はぬ必須なる財

源である。されば、龜山上皇崩御の際には、其の御遺領處分には細々との御遺告があり、その結果觀喜光院領は龜山上皇の皇子恒明親王に譲られたが、後宇多上皇が一時管領せられ嘉元四年六月昭慶門院に渡つたのである。其の觀喜光院領の中に

播磨國(中略)

惠慎上人知行之時御年貢二千□百疋

吉河上庄 左衛門督局

今出川前右府 爲量朝臣

惠慎上人之時御年貢二千五百疋

下庄 法性寺三位爲信卿 御年貢三千疋

竹原村 法性寺前中納言雅藤卿 (下略)

といふのが見える。そこに記されたる人名の惠慎上人と本莊との關係は他に所見なく、之を明かにし難い。今出川前右府といふのは當時公武の間に介在して非常な勢力を有した西園寺實兼の子の公衡の事で、後伏見院の中宮廣義門院寧子の父に當る人であるだけに、持明院統のためには無二の重臣であつたけれども、大覺寺統の時代には比較的失意の地位に置かるゝ人である。この前年嘉元三年壬十二月二十二日には後宇多院の勅勅を受けて、其の領國伊豆伊豫の兩國並びに其の所領左馬寮等を召放され、漸く關東の斡旋によつて同年二月二十日勅免を蒙り伊豆伊豫以下を返し賜はつた位であるから、吉川庄ももと公衡を領家としたらしい。それから爲信・爲量といふのは似繪の名人として有名な藤原隆信及信實の後胤で、爲信は信實の孫であり、爲量はまた其の孫である。この弟にまた似繪の名手として名高い豪信法印がある。爲信の叔母安嘉門院大貳は其の名の如く安嘉門院の女房であつたし、爲量の叔母少將内侍は後二條天皇及後醍醐天皇に奉仕し、此の家族は八條院領及大覺寺院とは淺からぬ因縁を有した人々である。されば爲信や爲量が吉河庄に關與して居る事も、決して偶然ではないのである。法性寺前中納言雅藤卿といふのは葉實雅藤の事であるが、此年七十二歳で翌々年に薨するが特記しなければならぬ程の關係はないらしい。

かくして吉川庄は竹原村と共に後宇多上皇から昭慶門院に傳へられ、終に後醍醐天皇の御手に歸したのであつた。乍併後醍醐天皇の元弘建武中興が成立し、又間もなく停頓した事は、土地關係に於ても著しい變異を來し、吉川庄は西園寺家とか爲信・爲量とかとの關係が解かれ、改めて萬里小路家を領家と仰ぐ事となつた。萬里小路の家では鎌倉期の最後に出た宣房が、後宇多上皇のたゞならぬ御信任を博し、北畠親房吉田定房と併して三房とまで言はれて重用された事があり、藤房が後醍醐天皇の笠置潛幸に供奉して「さして行く」の御製に唱和した事や天馬の諫を奉つて行衛を暗ました事は、餘りにも有名な歴史である。藤房の弟季房も南朝側の忠臣として力を竭したが、季房の子仲房に至りて、祖父宣房の子となり、北朝に出仕する事となり、終に從一位准大臣にまで昇進し嘉慶二年六月四日に薨じた。その仲房のときに、吉川庄は八條院領としての機能を解消し、北朝側の有に歸し、萬里小路家が領家となつた。少しく時代は降るけれども、仲房の孫時房の日記に「建内記」といふのがある。京都帝國大學國史研究室には、其の原本を一巻秘藏されるが、其の永享二年二月十六日の條は一通の反古の紙背を利用して記されて居るが、其の反古には

「萬里小路大納言所領播磨國吉川上庄領家」

の一行十八字だけがある。何かの必要で萬里小路家から吉川上庄の事に就いて申出た時の下書の書損じらしいが、この一行の記事は、吉川庄の領家が何家であつたかを明かに教へるものとして貴重な史料である。それに關して引用せねばならぬのは、法光寺文書中にある仲房嗣房二代の御教書である。(圖版第五)

一 萬里小路仲房御教書

(花押) ○仲房

吉河庄法光寺、依爲御祈禱所、御年貢當寺並往生院江永代所被寄附也、殊凝懇念可奉祈御家門長久者、依仰執達如件

至徳元年十二月二十一日

宮内少輔忠長

二 萬里小路嗣房御教書

(花押) ○嗣房

播磨國吉河上庄内法光寺御寄附田地事任故儀同三司殿御下知之旨、管領不可有相違之由、可令下知給之旨、依萬里小路前大納言殿仰執達如件

嘉慶三年正月二十八日

左衛門尉遠秀

謹上 伯耆入道殿

第一のものは、法光寺に對して其地よりの收入たる年貢を寄附すべきを以て御祈禱所として家門長久を祈らしめたものであるが、萬里小路家と吉川庄及び法光寺との密接なる關係がかくして始まる。而して袖判を加へたる仲房は嘉慶二年六月に薨じたので、其の後繼者たる嗣房が故儀同三司(仲房)の意志を嗣いで伯耆入道に對して其の所管を委任したのが第二の文書である。嗣房は嘉慶二年十二月日を以て權大納言を辭したから此年には前大納言として、此の御教書を出したのである。宛名の伯耆入道が何人であるかを明かにし得ないのが殘念であるけれども、恐らく本庄の預所又は莊園制度に於けるさうした列次の人であらうと思はれる。

萬里小路家との關係は次の時房の時にもあつた事は『建内記』によつて見た通りであり、次の冬房が涅槃像の額字を執筆した事も、さきに記した。

九 千部經導師と別當職

萬里小路家と言つた様な有力なる領家に隸屬した法光寺の地方的勢力は、他の寺々を壓倒するに至る事は言ふまでもない、其一例として吉川庄内の竹原村若宮の寶前に於て千部經供養のあつた際に生じた導師勤仕の紛争を擧げる。永正五年からその末年までの間に起つた事件であるが、竹原村の若宮に於て千部經供養のあつた時、其の導師を法光寺が勤めるか隣邑なる淡河庄の石峰寺が勤めるかに就いて兩寺の間に諍論が生じた。法光寺は萬里小路家を領家とせる事を幸として、事の仔細を京都に持ち出し萬里小路家の支援を求めた。萬里小路の方では、其事に就いての豫備知識がないものだから四月十日附の書狀を以て委細の報告を求め、それに對して四月十四日

赤松次郎(義村ならん)に向つて万里小路秀房の書状が出され、右の導師の事は縦へ近年までは石峰寺から社坊として勤行したとしても、法光寺は吉川庄内の古寺であり、勅願寺であり、且つ上庄の別當職でもあるのだから他庄の石峰寺が競望すべき筋合でないと思ふ、だから理運に任せて法光寺に仰附ける様に盡力してほしいといふ事であり、四月二十日には「つぼね」といふ女房の名に於て、石峰寺にもし不承知であるならば來二十七日までに申出る様にと傳へられた。

〔四月二十日〕 ○裏端書

よかはかみのしやうせんふのきやうたうしさうろんのよし候、ほうくわ寺の事は、支證分明
みやうにおほしめし候、ざりながら申され候、分候は、らい廿七日以前に参りられ候て、
やうはうのありやう申さるへきのよし、おほせいたされ候、由断出
○ウヘ封書

かしこ

「しやくふしへ參

つぼね」

其の形式は所謂女房奉書の形式であるけれども、後に出来るものと比較して、やはり「つぼね」といふ女房からの消息と解すべきであらう。そしてその「つぼね」が誰の事であるかは、明かにし難いが、一應は秀房の叔母で權大納言典侍と呼ばれた人でないかと推量する。而して其の消息は、もし石峰寺に不服があるならば、申出せといふのであるけれども、法光寺の事は支證分明に思召され候」とあるからには、石峰寺としても押してそれに對して不服を稱へる事も出來まいし、結局は石峰寺の方が負けたと見なければならぬ。

× × × ×

吉川上庄は、前記の如く八條院領として大覺寺統に傳領されて行つた。が庄務の實際は其の中心であつた法光寺に於て執られたものであらう事は、他の多くの莊園の場合から類推し得る。そこで法光寺住侶が別當職に補任せられ、京都と庄民との中間に介在して、圓滑に事務を進めたものである。法光寺文書中の(圖版第六)

(花押)

下 吉川上庄

定補 法光寺別當職事

右以人補彼職、早令寺務恒例佛事等可被執行者、寺家宜承知敢勿違失、故下

弘安八年七月 日

といふ文書の如き、其の古い方の一例であるが、新しいものでは (圖版第六)

〔ほうくわう寺參

つぼね○ウヘ封書

三木のこほりよかわのかみのしやうへつたうしきの事、ほうくわう寺申され候、支證分明
もふんみやうのうへは、そのかたより、しんたいあるべきのよし、おほせいたされ候、かしこ
ゑい正九

六月十四日

つぼね□○黒印

ほうくわう寺參

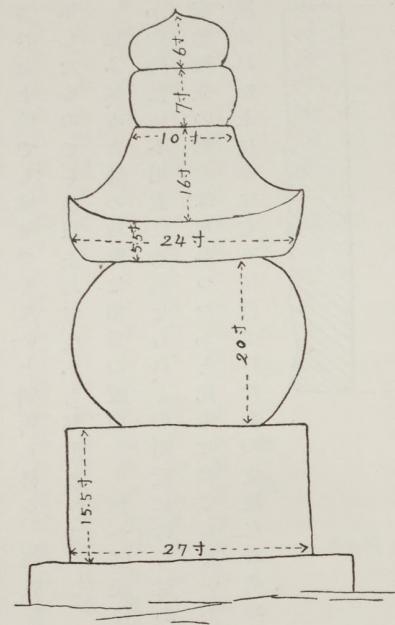
とある「つぼね」の假名消息がそれである。「つぼね」の下に捺されて居る黒印は印文釋であつて、女房の消息に黒印を用ふる事も殆んど類例を見ないが、また卯月十四日附赤松次郎宛の萬里小路秀房の書状に袖判として同一のものが使用されて居ると共に併して非常な異例に屬するので、敢て圖版として收録して置く。

それはともかくとして、この「つぼね」の消息に黒印のある事によつて、明かにこれが女房奉書でない事が斷定し得るし、従つてさきの四月二十日石峰寺宛のそれも禁裡のものでない事が明かにされたのである。それにしても、法光寺が吉河上庄の別當職とせられたのである以上、吉河庄内にある竹原村若宮の社務職また法光寺の進退に關すべきである事は、申すまでもない。永正十三年十一月廿一日萬里小路秀房の袖判のある御教書が法光寺別當宛に出され、法光寺が別當寺院たる上は上庄の社坊として社務の事は、毎事指圖されるべきである事を申渡されたものがある。かくて千部經導師を法光寺より嚴攸した事の首尾が全うせられたわけである。

萬里小路家との間のかくの如き關係は、戦國時代の通有性として公卿が其所領地に自ら出かけて、一時身を寄せたり、收入を計つたりする事が行はれた事から、例外とはされなかつた。萬里小路惟房秀房もまた本寺に下向した事があつた。それは天文の末年から弘治永祿年間の事であらうと思はれるが、十一月十八日附惟房の御教書に「今度者下向之處、如先規各馳走之趣尤神妙候」といふのがあるのは、其の間の消息を漏らしたものであらう。

十 五輪の供養塔の發見

本堂東向の向ひ側約二十間左手に一丘陵がある。其の丘陵に設けられた石階段約二十を上れば、一間一面の小さな行者堂がある。文化天保頃の祈禱札を掲げてあるが、其の頃の建築であらうか。其の右手に一基の五輪塔婆がある。何等の文字なけれども其の形の整うた點から見て鎌倉時代のものである事は、疑を容れない。實測圖を左に掲ぐ。(圖版第一下のもの参照)



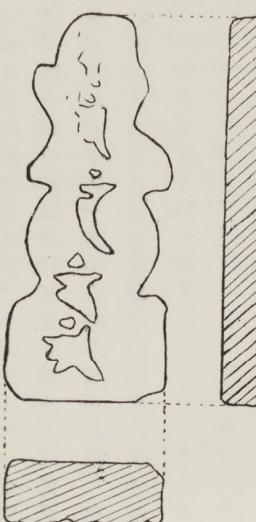
圖版第一下
五輪塔婆の供養塔

から、問題の土版五輪塔婆の破片が三々五々常に姿を現はして居つたのであるといふ事であつた。最初この土塔を發見したといふ吉田一美氏は二十四五才の青年であるが、子供の時分からよく見附け居つたといふ事である。丁度そこを通り合した村の老人の思出話によると、子供の時には壺

があつた様に記憶するといふ事であつた。調査員の一行は即ち鍬を借りて少しく土壤を掘り返して見たけれども、三四分位の破片は容易に見出し得たが、完形又はそれに近いものは一も得られないし、得られさうでもなかつた。そして其の遺物包含層は、表面から二三寸位までの間の一層でそれも狭い地域に限られて居り、遺物破片の土壤との混在状態から考へても、其が最初から埋藏された土地でも地層でもないと判断し得る。圖版第二の上圖に見える鍬は其の遺物包含層位を示したもので、それ以上の層位から見出される。

思ふにもと他の地點に相當の設備——例へば壺に納めて——の下に埋藏せられたものを、何時かの時代に不用意に發掘せられ、その附近に捨て置かれたものではなからうか。そしてそれは行者堂建立の際ではなかつたかと想像せぬでもないが、もとより確證のない事である。且つ其の埋藏された上に、今は右方に移されたあの立派な石藏の五輪塔婆が安置せられて居つたものである

まいかと考へる。



婆塔輪五版土寺光法
(寸原)圖測實

を知らない。今本寺の住職玉田隆榮氏の蒐集されたものだけでも水甕に一杯あつて、破片のみであるけれども、幾千に達するであらう、囑託太田陸郎氏の實測圖を掲げる。厚み四分五厘計りの泥土版を作り、其れを型木

で押へて五輪塔の形を作り、其表面に再び型木を加へて五大の梵字を押捺し、三度裏面からも同じく型木を以て文字を加へ、それを低火度の窯に入れて焼いたものである。

即ち表面は（圖版第二下圖）

（ケン）（カン）（ラン）（バン）（アン）○梵字

の五字であり裏面には

阿彌陀八萬四千内

の七字が押されて居るのである。

十一 土塔の類例

かうした考古學的調査に素養の薄き筆者は、直ちに駕を馳せて大阪の大脇氏を訪うた。而して氏の祕藏して居られる土塔のうち梵字のあるもの十數例を拜見する事が出来た。そのうち六例を挿入圖版として掲げる。而して大脇氏所藏の十數例のうち、土版のやうに斷面の平面をなすものはたゞ大和櫻井文珠山のそれがあるので、これは土版に相輪塔と型押したものであつた。が本寺に於いて發見された様な塔婆全部を型抜きにしたのは珍中の珍であるらしく、三河に徳川時代のもので此の形のものが一例出た相であるが、法光寺のそれは、たしかに從來の類例には無いものであつた。それは吾々調査會のためにも嬉しい事柄であつた。加ふるに背面にはまたそれが八萬四千體作られたものである事も明記されて居つて、單に梵字があるといふ事以上に、歴史的な價値をも具有するものもあるのであるのである。



第四圖 土塔類例六種

第一 大和、箸尾
第二 不明
第三 伊勢、立野
第四 大和、文珠山
第五 大和、紀見嶺
第六 箸尾

十二 法光寺土塔の意義

法光寺土塔の表面に押刻さるゝケン、カン、ラン、バン、アンなる五字の梵字は何を意味するか。これに就いては玉田隆榮氏は親しく手記を送つて筆者に教示せらるゝ所があつた。

五輪塔は密教にて言ふ所の地水火風空識の六大のうち初の五大(即ち物質を形を以て表現したもので、上部より數へて圓形——空、半月——風、三角——火、圓——水、方——地となり、それを梵字で表はせばキヤ、カ、ラ、バ、アの五字を以てする。而して大日如來を中央に座せしめ其の東西南北に四佛を配すれば東方——阿閦佛、南方——寶生佛、西方——阿彌陀佛、北方——釋迦牟尼佛となり、それを表示するためにア、ア、ン、アン、アクの各點を梵字に附けるのである。法光寺の土塔はキヤ、カ、ラ、バ、アの五字にこのン點を加へてケン、カン、ラン、バン、アンとした文字が刻まれて居るのであつてこれは明かに西方に配された阿彌陀如來のものである。然らば背面に「阿彌陀八萬四千體」とある事と、全く表裏一致を示すもので、この小塔供養の意味が奈邊にあつたかを實に素晴らしい明瞭さを以て示したものがと言はなければならぬ。而して其の梵字は我國に於ては平安末期から鎌倉時代に行はれた中天様の文字であり、これは天台の宗派によりて採用されたものであるといふ大脇氏の説も、大に考慮されるべきであらう。

思ふに阿彌陀を中心とする西方極樂への信仰は、既に聖德太子に現はれて居るとは言へ、平安末期に於て、法然等が阿彌陀如來の功德を説き、觀經の描く西方極樂往生を欣求せん事を奨めて以來念佛の聲は都鄙を壓し、西方に往生せんとする願望は上下に瀰漫した。されば本寺發見の土塔も

其の潮流に掉した人の供養であつたと解すべきであらう。阿彌陀如來のために供養したか、阿彌陀如來を念じての供養か、それはともかくとして、念佛行者の手によつてなされた供養であつた事は動くまい。

念佛行者の日課として、念佛日課六萬遍とか十萬遍とか言ふ事が言はれた。そして其の思想が一轉して、多數の佛像經典塔婆の供養が流行した。貴族富豪も一寺一佛を供養するよりも多數のそれを供養せんとした。碧瓦丹楹の鳳凰堂よりも小塔三十萬基の供養を悦んだ。紺紙金泥經一卷よりも版經三千卷の方を以て、より功德があると考へ始めた。保安三年四月廿三日白河法皇は法勝寺に於て五寸塔三十萬基供養し、それを安置する小堂を建立せられた。天治二年正月廿二日には攝政忠通は小塔千基を待賢門院に獻じて之を三條殿で供養せられた。嘉應元年二月廿二日鳥羽法皇は泥塔八萬四千基を仁和寺紫金臺寺に供養せられ、文治元年六月廿四日には後白河法皇は九條兼實に仰せて小塔八萬四千を造らせられた。後鳥羽上皇は建保四年五月廿八日御母七條女院の御菩提のために八萬四千基の泥塔を供養せられた。鎌倉幕府では頼家も實朝も頼經もそれぞれ八萬四千泥塔供養を試みた。

かく觀察すれば、八萬四千泥塔供養の意義が鮮明されると共に、この行はれた時代をも識る事が出來よう。然らば本寺のそれに就いて残る問題は、八萬四千のこの阿彌陀への供養泥塔が何人の手によりてなされたかの問題であり、且つそれが最も重大なる問題なのである。果して春華門院の供養塔であるか否やを決處するためにも。

が、そこに一つの困難が横る。それは此の八萬四千泥塔を或る一人が供養したか、また多數の人々が集りて供養したかの解決である。一人が八萬四千基を供養したか、八萬四千人が一基宛を供養したかの問題である。これが中央部に於ての事ならば一貴人が多數を供養したとも言へようけれども、中央文化よりやゝ遠い此地に於て、果してそれを一人にて供養するだけの豪族があつたであらうか。筆者は寧ろ八萬四千人とは言はぬまでも、此の地方の多數の念佛信者が或是一基、或は數基を供養して、それゞゝの菩提を弔うたものと解する。そこにこそ却つて法光寺が地方文化の開發に與つて大きな功蹟を樹てたと言ひ得るのであらうし、法光寺が地方文化の標高であつたとも言ひ得よう。

十三 皇室との關係

新田義貞の一族に金谷經氏といふのがあつて、早くから義貞に従ひ忠功を立てたが後醍醐天皇吉野潜幸の後、奮然播磨に兵を起し、吉河高田の諸族を率ゐ、丹生谷に據りて丹波への通路を塞ぎ南軍のために大に力を添へた事は太平記の記す所であり、後に正平六年の兩朝合一に際しては男山に兵を進め、將に京を攻めんとして戦死した事は『房玄法師記』にも記され、其の忠勇は青史に輝くと共に、吉川莊民の何よりの誇とする所でなければならぬ。けれども、其の經氏の忠勤が、決して偶然の事でなく、本莊が八條院領として、後醍醐天皇の御管領に歸したものである徑路を辿り、本莊と大覺寺統との歴史的因縁を手繰らば、吉川莊民が南山のために義族を擧げたのは、自然の歸終であつた事を知り、歴史は決して偶然に起るものでないといふ哲理を教へらるゝであらう。

本莊と皇室とのかうした傳世的な親近は、近く慶應四年六月に至つて再現し、本寺が有栖川宮家の勅願寺となり、御紋附御幕、御翠簾、御紋附高張提灯、御紋附弓張提灯等を下附され、御用の札をも得た事は、本寺所藏の古文書に光を放つて残つて居る事實である。されば六百年前の勤王は、明治初年に及びて、忘らるゝ事なくまた村民の心に湧いたものと言はねばならぬ。嬉しい事柄として特に抽記する。

十四 結語

思ひがけぬ事から、思ひがけぬ史蹟を知り、思ひがけぬ古文書を發見し、思ひがけぬ土塔の珍しさを報告し得た吾人は、最後に所謂春華門院との關係に言及し、それを検討せねばならぬ。

吉川莊が累記した如く、八條院領であり、春華門院の御手に傳はつた事は認めるけれども、春華門院の御管領に屬して居つた期間は一ヶ年にも達しないで、門院薨去となつたのである。されば、他の八條院領に於て、八條院のためにしても、春華門院のためにしても、供養塔を作つたといふ例がないのに、本莊に於てのみもしそれがあつたとすれば、本莊にはそれだけの特別の理由がなければならぬ。然るに筆者は不幸にも、それを發見し得ない。たまゝ示されたる建永の史料が、既記した様に信頼するに足らぬとすれば、史料の示す限に於て、春華門院供養塔との説は、之を支持する事が許されない。

塔の形式、土塔の文字、それは或は春華門院の時代に合致するであらう。時代が合致したからとて、それを直ちに春華門院と關係をつけねばならぬ理由は、一もない。筆者は寧ろ念佛行者たる地

方民衆の遺した史蹟として之を觀たい。而して此の地方の民衆が、中央部に於て流行した此種供養を真似た事、言ひ換へるならば高度の文化に跡附け得た事は、それは全く本莊が皇室領地として常に中央文化の風潮に接し得たからである事を指摘して、筆硯を收める。

〔中村委員〕

加西郡富合村玉丘古墳

〔圖版第七—第十二〕



〔載分圖地一ノ分千五萬二部量測地図〕圖形地近附墳古丘玉

加西郡の中心區たる北條町の東南方の平地には古塚の散在するものが少くない。富合村玉野新家にある玉丘古墳は其の中核をなすところの前方後圓墳であつて、「播磨風土記」賀毛郡の條に見ゆる玉丘に相當るものとして夙に一部人士の注意に上り、明治十七年蓬萊某これを發掘、若干の遺物を得た事があり、「播磨史談會誌」第四號には遺跡の實際を錄して、内部に石棺を藏した顯著なものなどを擧げてゐる。前年來此の玉丘古墳に就いて加西郡神職會有志の間に保存顯彰の議があり、それに連關して詳細なる調査を縣の當局に申請して來たので、昨年一月武藤鶴託の出張となつたが、ついで本委員また十二月四、五の兩日同嘱託並に京都帝國大學文學部考古學專攻の學生諸氏と共に實地に臨んで外形の實測、石棺の

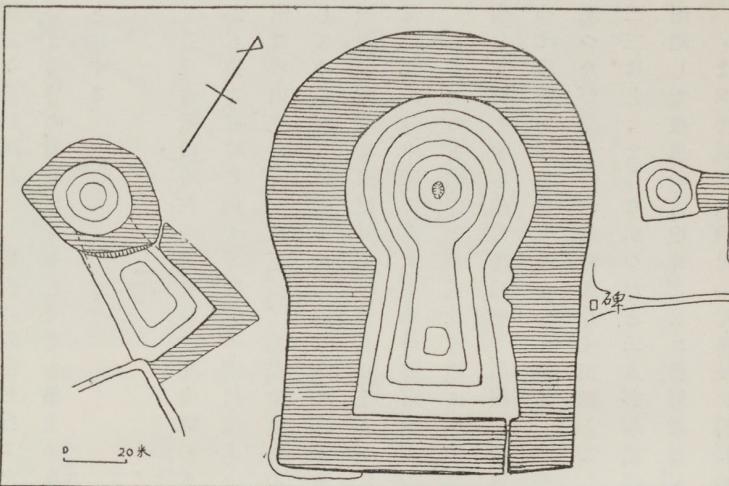
測定などを試み、また諸般の觀察を行ふた結果本遺蹟の造構の頗る注目すべきものとのを確めた。いま當時の調查に依據して考古學上の見地から此の玉丘古墳の實際と其の性質とを報告することにする。

二

玉丘古墳の所在地富合村は北條町の東南に接した村落であつて、玉野新家は其の西端を占め、町から東方社町に通ずる縣道の南に添ふ小盆地の一隅に當つてゐる。上代の墳墓は此の盆地から附近の山丘の一部に亘つて點在するものであつて、既に北條町のうちにも墳丘の認む可き類を存してゐるが、玉野新家の地域に入つて、縣道から同部落に達するの里道に達すると、其の西側にある一個の完好的圓墳が先づ注意に上り、更に民家の西北に於いて松樹の繁つた數個の墳丘が存して玉丘は此の中央にあり、なほ村の東南方の丘陵上にも遺跡の指摘し得るものがある(第五圖参照)。

さて右の古墳群中の玉丘古墳は小字水塚にあつて、やゝ高臺狀をなす田圃の間に位置した東南を正面とする前方後圓墳で、周圍に於ける環濠の完存は松樹の繁つた規模の大きい墳形と相俟つて遺跡を顯著なものとしてゐる。玉野新家の區長内藤源吉氏の談に依るに附近はもと林野であつたが、三十餘年前開墾して田圃となした。此の際所在の古塚の破壊に遇つて迹を絶つたもの二三にとゞらなかつたと云ふが、本墳墓の環濠は灌漑用の池として、新に必要を加へ、爲にそれに附隨した後述の古墳等と共に林野のまゝに遺存したのはよろこばしい。

いま本委員等の測量の結果並に當時の觀察に基いて其の外形から記述に入るに、圖版第七に見



圖六 第三回 古墳の位置と古墳玉

る如く、塚の平面形は多くの前方後圓墳に於けると同じく、前後の長い主軸に對して一方が方で前方部をなし、他方は圓い外形をしてゐて、其の主軸は長さ百五米突を測り、前方の幅五十四米突内外、後圓部の徑約六十四米突ある（其の反別五段三）。これに依ると前方の開きはさまで大きくなくて、示す形は完好と稱す可く、クビレ部はあまり目立たず、いま東側に造り出しに似た形を認めるが、西側にはそれがない。環濠は右の平面形の周圍に二十米突内外の幅を以て規則正しく繞らされて（畠池の反別六段三）平面形に整美さを加へると共に、それに今も水を湛へて本來の面影を傳へる點が珍らしい。次に封土の立面形は其の三段築成が明に認められる。上に記した大さの平面形は其の低い第一段を形成するものであるが、次に高さ二米突足らずの第二段を營み然る後に高い第三段を築いた状況は後圓の背部並に前方部正面の封土に明瞭に遺存してゐる。此の第三段は後

圓部にあつては高さ四米突内外を測つて、其の上邊に約十米突の平坦な部分を持つが、側面は急峻な勾配を取つて隆然たる墳丘の觀を與へ、それからながく延びた前方部は同じ段の高さ二米突許りで、後圓との均衡がよく、前方後圓墳の美しい外形を如實に示してゐる（圖版第七の下の斷面圖参照）。

以上の外容に對して塚の表面の設備は、いま墳上松樹に加へるに雜木雜草の繁茂を以てして精査に困難を感ずるの状態にあるが、後圓部の東半、雜草の刈り取られた部分には表面に割石から成る葺石と覺しきものが認められるのみならず、タビレ部の西側に見る一部分封土を採掘した處では、表面の直下に後に記する石棺と同質な所謂高室石を割つたもの（徑二十粁内外）をほど二段に葺いた斷面を現はしてゐて、葺石の設備の詳細を知ることが出來た。これに比べると墳輪圓筒の方は遂に雜草に妨げられて破片を検出し得なかつた。然し内藤源吉氏に從へば同破片は時々これを見受けるとの事であり、塚を一に千壺とも云ふことは墳輪の圍繞から來た名稱として、後に擧げる如く附近の古墳に確實な圍繞の例等もあるから、もとそれを樹てたことを想定して誤りはなからう。但し圍繞の實際に至つては固より明でない。

三

本墳壇はかく整美なる外形を存し、規模また見る可きものであるが、不幸にも明治十七年後圓部を採掘爲に内部の構造を破壊するに至つた。傳ふる處加東郡大門村の蓬萊賢次なる者墳形より推して、うちに珠玉寶器の埋められてゐるものと考へ、塚の持主の許可を得て發掘を行ふたところ、石棺があつて内部から刀劍、勾玉、管玉等を獲た。然るに後關係者に祟りが起つたので墳上に小祠

を營んで出土品の一部を返還し以後觸れる人士がなくなつたと云ふ。いま實地に就くに圖版第七の外形實測圖で知られる如く、單に後圓のみならず封土のこゝかしこに試掘穴の存する點から見て、當時大いに遺寶を求めて破壊の手を加へたのを察せしめるものがあり、後圓の中央部にてようやく目的を達し、遺物を得る爲に既に一部分破損してゐたとも云ふ其の内部の主體たる石棺の破壊を敢てした事を示してゐる。現在同部にある深さ約二米突に近い發掘壙はそれを如實に物語るものであり、また北隅にある小石祠は後に遺物を納めた所に外ならぬ。かくて本墳の内容は今日完形を認め得ないのが、然し右の發掘壙の下部には大きな石棺の底石が本來のまゝの位置に遺存するのをはじめ、餘の石材また破壊されながらも一部分を遺して、其等から舊形を推測し得可く、本來の形制の甚だ整美なのを窺ひ得るものがある。

先づ此の棺の埋藏した位置を見るに、それは底石が明確に指示してゐて、平面形では塚の主軸に副ふて南北にながく後圓の中央に置かれ、また立面では既述の第三段封土の上邊に當つて、その中程にある。現存表面下約二米突の深さにある該底石の上面は正しく水平を保たれてゐて、本來同石の安置に可なりな基礎工事を施したのを察せしめるものがあり、内藤氏の談に依るにもと底部に白色の美しい河石を敷き固めた狀態が認められたと云ふ。さりながら棺側に於ける設備、即ち石室の存在に就いては、それを想定する何等の形迹がなく、いま墳内に見らるゝ石材はすべて棺の破殘片に限られてゐる。此の種の古墳に存在の豫想せられる堅穴式石室は割合に破壊を來し易い性質のものではあるが、右の現状からすると、本墳ではかかる營造物がなくて、直接に棺に土を覆

ふたこと例へば飾磨郡御國野村小山古墳の如きであつたと解して誤りがなからう(本報告書第二輯所載、兵庫縣下に於ける古式古墳の調査第九項参照)。

次に石棺は俗に高室石と呼ぶ塚の南方に近い山丘に今も見る石質と同種の凝灰岩から成る組合せの形式に屬し、其の底石は前陳の如く完形を遺存、長さ三・二米突餘、幅一・五米突餘を測る長方形の大盤石の上面に、長さ二米突弱幅一米突餘の棺の内法をなす部分を約五・七粩だけ造り出して、その上に左右の側石を置き、然る後に前後の側石を嵌め込んだところの身の組立てを示すものがあり、此の形は現在京都帝國大學文學部陳列館にある山城國久世郡久津川村車塚古墳發見の石棺底石と軌を一にして、その屬する棺本來の所謂長持形なのを知り得る。該底石と共にほど形を認め得る棺の遺材は、前後孰れかの側石の一であつて(左参照)、それは上邊櫛形をなす方形に近いもので、幅一・一五米突、中央部の高さ一・〇五米突、厚さ十九粩あり、周邊には他との接觸を緊密ならしむべく、面取り乃至刻り方を施して居り、また兩面の上方に偏して、各一對の方形狀の突起を造り出すところ、長持形棺特有の形を具象したものである(圖版第九の實測圖参照)。

殘餘の部分は現存するもの孰れも完形を推すに遠い類に過ぎないから、特色ある可く思惟せらる蓋の形式など明になし難い感を與へる。然し現場にある蓋石の一部並に左右側石の殘片は共に特徴を捕捉し得る部分で、その詳細なる觀察を從來の知見に對比するに於いて原形を復すること必ずしも不可能でないのを悦ぶ。即ち蓋の殘石は所謂繩掛突起一個を遺存する前後いづれからの部分の隅であつて、其の突起は長さ三十粩を測る筒形の端に若干の加飾を見るもの、また蓋

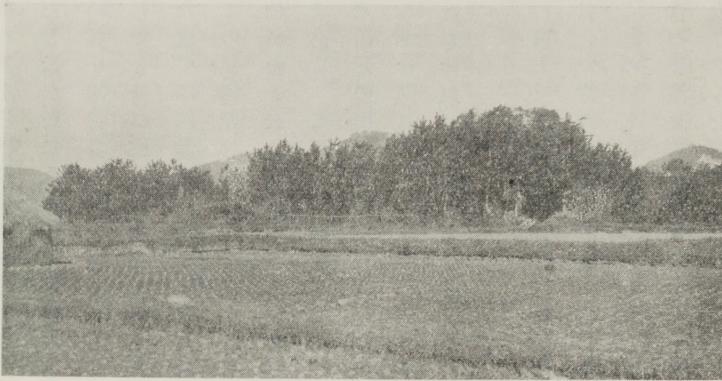
の部分は表面蒲鉾形をなす状が明であり、該面及び突起の左右並に上邊に單簡ながら一種の裝飾的な區劃の沈彫が認められて、本來の作りの精巧さを示すに充分なものがあり、更に是等の裝飾や下面に於ける側石に密着せしめる爲の加工等に依つて、蓋石本來の幅が一・七米突あり、一端の突起が二個相對的に存したことを推し得て、示すところ有名な河内國南河内郡津堂城山古墳石棺蓋に酷似したものとなる（人類學雜誌第三十五卷第八—第十號所載梅原河内國小山城山古墳調査報告參照）。次に左右の側石に當る部分の殘石また長さ一米突を出でない片ではあるが、それは繩掛け突起を存する端の部分で、高さ八十八粁、厚さ十六粁餘あることの知られる外に突起の位置はやゝ下方に偏在して椿圓形をなし、また側石の内面では端から十粁弱に前後石を嵌め込む割りがあり、棺の内側に當る部分の周圍に少許の帶狀の造り出しを加へたことをも認め得られる。いま是等の殘石を以て棺形の復原を試みると、圖版第九に載せた如きものとなる。それは破片の小さい爲に棺蓋の表面に於ける裝飾の詳細や、左右兩側の突起の有無など不明な點を持つが、復原の立面形は殆んど問然する處のないものであり、底石との關係から現存の蓋片の位置を決定すると、蓋の總長（把手をも加算）は既記の底石のそれになほ若干を加へることになつて、規模に於いて本邦石棺中の雄とせられてゐる上記河内城山古墳の棺に雁行、自餘の同式棺に優るものがあり、外形に比して墳壙の本來の内容の更に顯著なのが知られるのである。

内部の構造の主體たる石棺の形がかくの如く復原出來て、類稀な壯麗な形式であることの確められるにつれて、うちに副葬せられた遺物への關心を高めるのであるが、それに就いては遺憾乍らしたと云ひ、別に八木斐三郎氏は「上代干戈考附銅劍新說」（考古學會雜誌第二篇第三號）に本古墳出土の長い鐵槍身の圖を載せてゐる。是等のうち勾玉類は播磨出身の和田千吉氏が嘗てそれを囑目したと云ひ、或人は該勾玉が東京の大倉集古館の有に歸したとも傳へてゐるが、武藤囑託の調査した處では同館にはかゝる遺品はない。また他の説では鐵劍一口を富合村小學校に寄附したとあるので、調査してもらつたがそれも見當らぬ。で現存する遺品としては祟あつて後既記の小祠に納めたと云ふ遺物のうちいま猶残存する長さ十粁内外の兩刃の鐵劍の斷片若干を擧げ得るのみである。これでは構造に比べてあまりに貧弱に過ぎ、内容の一斑など到底推し得べくもない。本来所傳の出土品のすべてを以てしても、なほ構造の雄大なのに副はない感がある。此の點からすると一部に傳へてゐる蓬萊賢次の發掘の際既に石棺の破損してゐたと云ふのは事實であつて、既にその以前に主要な副葬品を失つたと見るべきであらう。

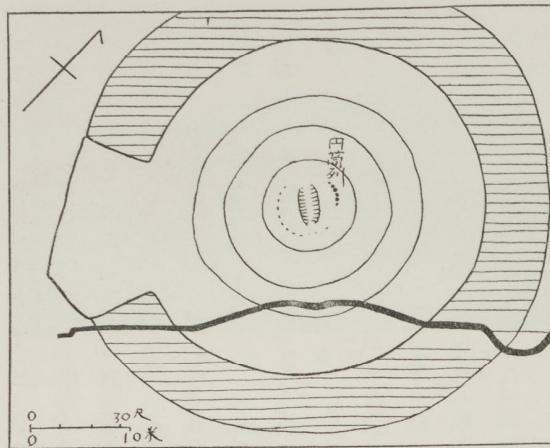
四

以上玉丘古墳の實際に就いて調査の結果を錄したが、其の性質に關する考察に先立つて、初に一言した附近にある古墳を瞥見するの要がある。

此の類として先づ舉ぐ可きは墳の兩側に近接存在する二基の墳壙である。一は後圓の東側に當つて濠を去ること僅かに十六米突の近距離に位し、いま周圍削られて形を損してゐるが、樹木の生成する土堆は徑二十米突に近く、高さ三米突を超へて、一の完好的丸塚なのを示して居り、墳輪圓



第七圖 南方より見た前後方一見



第八圖 第二外墳古山スンワク測略圖



第九圖 第二外墳古山スンワクの輪柵測量

す。但し内部の造構に關しては東側の圓墳と共にいま何等の徵證はない。

附近的古墳として次に注意すべき一は玉丘の西方數十間の松林中にある圓形墳である。これ

はクワニス山と呼んでゐて濠を繞らした墳丘の完存と、其の一部に墳輪圓筒の圍繞の見られる點に興味がある。墳形は第八圖の略圖の如く、徑三十五米突、高さ一米突餘の平臺狀をなす第一段の上に二米突を超ゆる第二段を營んだもので、同部の徑二十三四米突あり

其の上部が平坦で、斷面は饅頭の形に近い。周囲の濠は幅八米突内外を測るが、いま其の西南の部分若干だけは封土の第一段が濠の外堤まで延びて、時に類例を見る前方部の低くて短い前方後圓



第十圖 玉丘古墳の現状

の一異形に近い外容をしてゐる。但し周濠の工合其他からしてそれを本來の形と見るに疑問がある。此の墳の中央には現在北西から南東に亘る幅二米突半の細長い凹みがあつて、内部主軸の部分は見當らぬ。然し葺石と覺しい割石の存在と共に上記の凹所を繞つて頂部の縁に近く埴輪圓筒の圍繞したことが、東北部に於ける遺存から明にせられる。圓筒は第九圖に載せた一例に見る如く、通有の類であつて、底部の徑約二六厘米あり、互に密接して樹てたと覺しく、其の圍繞列は墳の中心から約三米突を半徑とした圓形であつたことが想定出来る。序に附記するが、右のクワーンス山の東約五十米突にある小堆またもと完好な圓墳であつて、俗に實盛塚と稱し、濠もあつた遺跡の名残とのことであり、玉丘の南方にあつたと云ふ市場山古墳の現状またそれに同じい。

如上のクワーンス山と規模を同じくして、いまなほ墳形の顯著なのは初に記した北條町から社町に通ずる道路に近く位置する圓墳である。本例では濠址は前者の如く明確でないが、臺地につゞく部分を切斷した部分には其形迹をとゞめ、二段築成の

封土は第一段が前者よりも遙に高い。現在開墾して畠地となつた上部に埴輪圓筒の破片を存して古式古墳たるの特徴を具へてゐる。(第十圖参照)

五

いま是等の古墳の示すところを総括するに、その各は形乃至規模の上に差異を存してゐるが、孰れも我が古墳墓制のうち、所謂古式の系統に屬することを察せしむる點を持つ。然らば相互の間に主墳と陪塚と云ふが如き明瞭な關係を想定し得ないことは勿論、乍ら其の大さから首座を占める玉丘古墳の考察は同墳自體の性質の究明のみならず、移して以て他を推すの参考となる處がある。

既に述べた如く、此の玉丘古墳は副葬品を失つてゐるが爲に、考古學上から其の性質を論ずるに當つて遺憾を覺ゆる點が鮮少ではない。さり乍ら他方整美なる外形の遺存に加へて、後圓に埋置せられた石棺は半ば破壊せられ乍ら殘存、それからの復原形が本邦に於いて最も特色のある一形式に屬する事實は、解釋の歩を進めるに寄與する處がある。即ち本例の示す所謂長持形石棺は本委員が大正九年『山城久津川古墳研究』を公にした際、同墳の主軸が該形式であるのに基き當時までの資料を整理して総括的に論述した如く、特に畿内を中心とした宏壯な高塚に見受ける棺であつて、造作また自餘の諸形式に比して優るものである。其の後管見に上つた諸例に就くに和泉國泉州郡淡輪村西陵古墳(大阪府史蹟名勝天然紀念物調査會報告第三輯參照)、播磨國飾磨郡御國野村大字國分塙場山古墳(人類學雜誌第三十九卷第二號播磨塙場山古墳の調査參照)、其の附近の小山

古墳（同上及び本報告書第二輯所錄「備前國赤磐郡西高月村朱千駄古墳」歴史と地理）第十三卷第四號所載「備前國西高月村の古墳」上野國佐波郡三郷村大字安掘不二山古墳（據後藤守一君教示）但馬國出石郡出石町城山圓覺院境内の棺片（兵庫縣記錄等の示すところ、墳形不詳の最後のものを除くと、分布の範圍を擴めたが、依然として近畿に其の例多く、且つ大きな前方後圓墳の主體たる共通性を示して居り、本玉丘古墳の實際また同じ範疇に屬することが明である。して見れば嚮に擧げたうちの和泉國仁德天皇大仙陵の前方部に於ける棺「延喜式」に見ゆる允恭天皇惠我長野北陵に比定すべき河内國小山城山古墳の石棺繼體天皇三島藍野陵と考へられる攝津國三島郡今城塚の前面の一隅にあつて、其の陪塚と覺しい前塚の例などを據所となし、兼て種々の傍證から歸納した該形式棺の行はれた年代の考定、即ちそれは支那の六朝中期に實年代を置く可く、我が國では應神天皇前後から繼體天皇に亘る本邦古墳墓制の最盛期に屬するものとする見解が、今日に於いてよいよ採るべきであつて、それ等が單に近畿に多いのみならず、かく當代の帝陵に見受けるところから更に進んだ其の性質の考查に當つてこれが當代の帝皇の陵墓に於ける棺制にあらざるかを新たに商量するの要を覺ゆるのである。

如上の見地から改めて玉丘古墳の石棺を顧みる場合、既に指摘して置いた其の復原形が惠我長野北陵に比定せられる河内小山の古墳の棺に次ぐの大きさであることが、封土の整美な前方後圓形であるとの相俟つて、被葬者の貴人たるべきに自ら想到せしめる。處が本墳にはそれに關して『播磨風土記』の賀毛郡の條に

有玉野村。所以者意奚袁奚二皇子等坐於美囊郡志深里高宮。遣山部小楯逃國造許麻之女根日女命。於是根日女已依命訖。爾時二皇子相辭不娶。于過日間根日女老長逝。于時皇子等大哀。卽遣小立勅云朝夕日不隱之地造墓藏其骨。以玉飾墓。故緣此墓號玉丘。其村號玉野。

なる所傳を錄して、皇室との關係を物語つてゐる點が注意せられる。尤も右の記事は古風土記に多い地名を説明した傳説の一であるから、それを以て固より直ちに事實を錄したとはなし難いが、早く奈良時代同書の編纂の際に本古墳が著名であつて、爲に玉野なる地名をそれと連關して解釋したと見ることには誤りがなく、また意奚袁奚兩皇子、即ち顯宗仁賢兩天皇にかかるところ、地播磨にあるに因ると解せられるが、その年代は恰も考古學上からする推定と背馳せない。從つて此の古い所傳は本墳の史蹟としての價値に一の光彩を添へるものと謂ふてよい。然らば棺の破壊のやゝ大なるは惜むべしとするも、種々の見地より保存顯彰に値して、這般の加西郡神職會の舉は當を得たものとしよう。上に記したる諸遺跡の多くが皇室乃至國家の保護の下に永久に保存の道の講ぜられたる事實に鑑み、本墳また効果を大ならしむる爲に、史蹟として指定せらる可き價値と必要とを認むるものである。（梅原委員）

附記

玉丘古墳並に附近の墳墓の調査に際し、本員等は別に同地山伏峠に於いて二個の石棺蓋の存在を知るを得たので、こゝにそれに就いて若干の記事を附して置く。所在地山伏峠は玉野新家の東方にある山丘の一部にあつて、俗に四ッ池の中央から南する道路が、なだらかな登りで丘の頂

部に達した部分に當る(第五圖に×を附した地點)。石棺蓋はその道傍に近く内に佛像を刻して建てられてゐるもので、上手の一は内面に七佛を刻出した所謂長持形の棺蓋で、繩掛け突起は左右側にのみ二個宛存する。他は道傍に倒れてゐて、これは完好な家形棺の蓋である。前者の縁には建立の年時と覺しい刻字を見るが、いま磨滅の爲に読み得たのは元年□月日の四字に過ぎない。共に他より運び來つて別な信仰の對象として建てたものであるから、これ等を藏した墳の位置など全く不明ながら、いづれ附近から齋されたものと見て誤りなからう。其の二者の異なる式の並存に興味がある。形狀並に大さは圖版第十一の實測圖、第十二の寫眞に譲つて記載を略する。

訂正

前輯所載の「明石郡歌敷山古墳の調査」なる報告中、其の東古墳の埴輪圓筒列が調査に先立つて夥しく採掘せられたことを記した際、直良信夫氏が同墳出土の圓筒のやゝ形の見らるゝものを所持してゐるのをそれと結びつけて考へ、右の採掘を氏などの仕事と推斷して置いた處、其の後氏からそれは誤解であつて氏の藏片は遙かに以前に圓筒列の南西南の部位で採掘したものだと申述があつた。で本輯の印行に際しこの事を錄して右の推斷の一條に訂正を加へたい。(梅原委員)

印南郡

第三石寶殿——生石神社——

〔圖版第十三——第十六〕

石寶殿が播磨國の名所として有名であるばかりでなく、日本の名所として古來その名を廣く知られて居る事は附近の尾上松、高砂松又曾根の松と同様である。それは一つにはその位置が他の三者と同じく山陽街道に沿ふて居る事にも依るのであらう。併し其の形狀、大きさが人の意想外に出で、しかもその由縁を明かにして居ないと云ふ石寶殿自體の性質がその理由の根本である事は云ふ迄もない。實に石寶殿は不可思議なもの、神祕なるものとされる點に所謂名所としての生命を持つて居るものなのである。

陸前鹽竈神社の鹽竈、日向霧島山の天逆鉾と共に日本三奇の一とさへ云はれて居るのである。斯様に史蹟として顯著なる石寶殿に就いて、本縣史蹟調査報告書はまさに記録報告を爲すべきであるとして私が此處に筆を執る事になつた。兵

圖形地近附(社神石生)殿寶石
(載分圖地部量測地陸軍陸)

庫縣の史蹟としてのみでなく、全國の史蹟としての價値をもち同時にそれだけ大きい研究の問題をもつ此のものに就て私は遺漏なき記述をなし得ざる事を憾むものであるが、調査報告の目的とする所は史蹟に就いて論辯するのではなくして記述する事にあるのであるから私は専ら石寶殿が如何なる形狀のものであるかを或は測圖を以て或は寫真を以て記述説明する事が出来れば報告の目的の半は達せられるのであると思ふ故にあへて筆をとる事とした。又他方かゝる類の史蹟はその本來の性質を離れた——假に名付けるならば形而上の性質を持つ。と云ふ意味はその遺物に附隨し来る精神例せば信仰であるとか名所としての意味であるとかが重要な一面を形成すると云ふ事である。私は此の方面を考へる事も怠らぬ様にしつゝ筆をすゝめたいと思ふ。

二

山陽本線は舊山陽街道とほゞ並行して明石と姫路の間を走つて居るが、そのほゞ中間、加古川を越えて西する事約二糠の所に寶殿驛がある。之は即ち石寶殿の名を以て驛名として居るのである。驛前を通じて居る山陽街道から別れ眞西に通ずる道を進む事約一糠半にしてこの道は一つの丘陵につき當る。此の丘陵は龍山と稱し高さ百米餘、全山石英粗面岩 (Liparite) より成り山骨露はに露出して居る。印南石又は龍山石と稱する石材は此の山より伐り出されるので現今も尙盛んに採掘されて居る。縣社生石神社は此の山の中腹に鎮座し、さきの道路よりは眞直ぐに數十階の石段を登る事によりて達する事が出来る。社殿は東南に向ひ社頭よりは遙に東播の大河加古川が將に海に入らんとする附近に於て形成する加古印南二郡の沃野を眼下に見下し、更らにそれ

を超えて播磨灘の白帆真帆を遠望し得、誠に絶好の地形を占めて居る。社殿を拜するの後社殿の背後にはればそこに巨大なる方形の石の横はるを見るであらう。之が即此の神社の御神體とも云ふべき「石寶殿」なのである。

私はこゝで石寶殿の形狀大きさ等を叙述する代りに關野貞博士が建築學雑誌に發表して居らるゝ記録を記すことにする。その理由は此の博士の報告が石寶殿に關する多くの報告中、正確なる測量に基く記述として唯一のものであり、且之ある故に今度も特に實測をなす事なかりし爲である。而して圖版第十五の實測圖は此の論述の附圖として掲載されある測圖に、梅原委員が會ての自己の實測を參照して新に製圖せられたものである。讀者は此の二者を併せ見る事によつて石寶殿の正確なる形狀を知り得るであらう。尙插圖第十二圖は徳川末

第十二圖 古版石寶殿繪圖



頃のものと推定される木版の神社境内圖であるが石寶殿並びに附近の地形等を知るに便であるから圖版第十三十四の寫眞と共に記述の理解を助けるであらうと思ふ。

關野博士の記述は左の如くである。(建築學雜誌第四二八號(大正十一年四月刊)所載「遼東の家」(二)の第五項)

「石寶殿は此山龍山の中腹生石神社の本殿の後にあるのである。即ち昔時唯一塊石にて之を作らんことを企て岩山を伐り開いて此工作物を彫り造したもので現状は圖の如く横倒しなつて底面を本殿の方に向けて居る。當時其下方を根岩から切り離さんが爲め剝り去つて未だ功を終へず其周圍掘り回められたる處は深さ四尺七寸許り、今池の如く水を湛えてゐる。其水面より上に當りてくびれた處に少く横に斜めに岩の節理があらはれてゐる。思ふに當初此節理を利用して此處より上の工作物を引離して起し立てる計畫であつたらしい。而るに何等かの理由により工事竣成に至らず九假の功を一箇に缺いたものと思はれる。此寶殿を今引起したものとして其形狀を見るに平面は長方形にして外觀簡單なる家屋状をなし、正側面は上中下の三層より成り下層は長さ二十二尺一寸、廣さ十六尺八寸、高さ三尺五寸中部は長廣共に一尺だけ之れより小さくして高さ五尺三寸ある。上層は其平面下部と同大にして高さ六尺七寸ある。此上層の上には内方に傾きたる凹斜面より成れる屋根の如き者がある。其高さ二尺四寸五分にして頂面は平らに其長さ十七尺九寸、廣さ十四尺二寸五分で其中央切妻風の屋根の如き者を作つて居る。其底邊の大さ前面七尺八寸側面九尺六寸、高さ六尺三寸にして棟は一尺九寸の廣さを持つてゐる。寶殿の底邊より肩の上までの高さは十四尺七寸、棟の頂上までの高さは二十

三尺四寸五分である。此れが唯一塊の石材から出來てゐるのだから如何に其偉大であるかと想像される。現在此寶殿の上部には松樹や雜草が生ひ茂つて居る。」

此の巨大なる石造物は一體何であらうか、そして如何なる時代に何の目的を以て製作せられたものであらうか。此の基本的な問は此の遺物を目堵する總ての人々に當然發せらるべき問である。從つて之等の間に對する答は或は神社の緣起として、或は旅行記として、又考古家の考證論として實に種々なる形で爲され來つたのであつて、かゝる石寶殿に關する文献を集積するならば殆んど一書を成すに足る程の量に達するであらう。之等の文献は勿論此の遺跡に學問的解釋を下すに益あるものではない。併しそれらはその解釋それ自身に興味深いものを多く含んで居る。即ち其等の此の遺跡に對する説明が、今我々が正しい解釋を之に與へんとする際に参考となると云ふではなくして、事物の解釋の仕方、又歴史的遺跡に對する態度それ自身が學問的興味の對象となるとの意である。かゝる理由で私はこゝに文献にあらはれた石寶殿に關する記事を少しく記録し、著しきものに就いては多少の説明を加へて行き度いと思ふ。かくする事は又或は石寶殿解釋に於けるよき暗示を與へる事ともなるであらう。

三

播磨風土記に石寶殿の記事が記載されてあると云ふ事は何よりも先づ第一に注意すべき事である。その記事は印南郡の條にあり左にその全文を載せる。

大國ノ里中土所三以號大國者百姓之家多居此。故曰大國。此里有山。名曰伊保山。所三以

號伊

保者タラシナカツヒコノコトナカミニマセテ帶中日子命乎坐ナガタラシヒメノコトナカミニマセテ於神而息長帶日女命率イハツカラシヒメノコトナカミニマセテ石作連大來而求イハツカラシヒメノコトナカミニマセテ讃岐國羽若石也。自ソロ彼度ヒテ賜未レ

定御廬之時大來見顯。□曰ニ美 □保山

山西有原。名曰池之原。々中有池故曰池之原。々南有作石形如屋。長二丈、廣一丈五尺。

高亦如之。名號曰大石。傳云聖德王御世弓削大連所造之石也。

大石傳云

闕字の補填を始めとして読み方及びあらはるゝ地名の考證等の問題があるがそれはすべて略し或ひは先人の研究に従ふ事とし度い。此處に引用した原文は有名な栗田寛氏の標註播磨風土記と敷田年治氏の標註本を參照して研究を大成せられし井上通泰博士の播磨風土記新考に據つた。さて此の記事に於て見る作石が明かに石寶殿であるは云ふ迄もないが、たゞその位置の説明に於て多少の明瞭ならざるものがある。即ち「池之原」なる地に擬せらるゝ今の阿彌陀村大字北池及び南池の地が共に伊保山の西北に在つて「山西有原」と云へるに合しない事、又石寶殿の位置がこの南池と云ふ大字よりは東南にあたる事等である。しかし之等の問題は池之原の位置を考證するには必要ならんも今明確に遺跡として存在する石寶殿に就いて考へるに於ては左程重要な事柄でない故にしばらくおくこととする。我々に重要なのは次の三つの點である。即一は前節の記事の意味及びそれと後節の叙述との關係、二は「傳云聖德王御世弓削大連所造石也」と云ふ説明の意味三は最後の四文字「大石傳云」の問題である。

前節を新考の註釋に依つて解釋すると次の様に成る。大國の里の山を伊保山と稱する所以は次の故事より来る。即帶中日子命仲哀天皇が崩御遊ばしたので息長帶日女命神功皇后は御遺骸

を奉じて石作連大來を率ひて讃岐國羽若に立寄りて御陵を作る石を求め採り而して後その地より海を渡つて此の地に來られた時上陸されて未だ宿の定り給はざりし時に山の麓に大來が宿即御廬を發見したよつて此の山を御廬より「美伊保」と云ふのである。

此の解釋に從へばこの叙述は何等石寶殿と關係ないかの如く考へられる。しかし之に對して栗田氏の標註に於ては事情を異にする。それは「御廬」について異なる解釋を下して居られる所から來るのである。栗田氏は次の様に註して居られる。

美保山ハ即御廬山ナリ。伊保モ亦廬ナリ。御廬ハ蓋殯殿ヲ謂ヘルナリ。

即御廬を殯殿と解しかも後節の大石を之にあて、考へて居られるのである。從つて後節「傳云聖德王御世」云々の文字と矛盾を來す所から之は「○傳云……」の誤であつて神功皇后の作らしめ給ひし說の他に一說として聖德王御世弓削大連が作る云々の傳があるのであると説いて居られる。若し栗田氏の說に従ふとすれば大石の性質に就いての説明が可成精密になる事となる。

しかし新考の著者の云ふ如く此の考は必ずしも當れりとは考へられない。少しく附會にすぎるとが如くであつて御廬をかりの御宿とそれを見あらはす即發見されたとする方が意味の上で無理がないと思ふ。殊に後節に「傳云」と明記してあるを一説に云ふの誤とする事は寧ろ適當でない。さて第二の問題に移つて此の所傳として書かれてある記事を検討しよう。弓削大連は即物部守屋の事であるが彼が殺されたのは用明天皇の二年である。「聖德王御世」とあるを太子が攝政をなされた時代の意に解するとそれは守屋の死後數年を経た推古天皇の御代であるからこゝに

疑問がさしはさまれる。併しそれは僅か七年の差であり風土記の製作が之より百年後であることを思ひ且又聖徳王御世を太子御在世中の意に解すれば別に矛盾は生じないであらう。

第三は「大石傳云」の四文字ありて以下が闕文となれる事に就いての解釋の問題である。敷田氏の標註には「爰に大石傳を脱せるはおしむべし」と云ふて此の四文字をそのまま承認し以下に恐らく大石に就いて由來等を記してあつたとされて居るのである。吉田東伍博士の大日本地名辭書も亦同様な記述をして居る。しかし井上氏は之に對して全然別個の考を立てゝ居られる。それはこの文字は「名號曰大石傳云聖徳王御世」云々とある文から出たもので書寫の際の誤りより生じたものであると説くものである。之は蓋し最も妥當な解釋であるから我々は之に従はねばならぬ。

以上之を要するに風土記の記事は石寶殿の形狀大きさを記述し之が大石と稱されて居ること又聖徳太子の時代に物部守屋に作られたと傳へられて居る事を物語るものであつてそれ以上の事は何等記す所がないのである。が併し此の簡単なる記事が却つて石寶殿の眞を語るに近いものと思はれ後世の縁起類を考へる上に役立つものと思考される。之等の點に就いては後節に詳述するからこゝでは此の程度で止めよう。

四

「貞和四年十月十八日、播州峯相山鷄足寺參詣す」なる文章を以て始る「峯相記」は參詣記事中に播州の古社寺に就いて記して居る故に一種の地誌の體を有するものであるが此の内に石寶殿に關し

て記す所がある。即ち

生石子高御倉ハ陰陽ニ神トシテ夫婦ト顯シ給ヘリ。天人降石ニテ社ヲ造シト擬スル處ニ夜明ケル間押シオコスニ及ハス返リテ上リ畢ヌ、今ニ有リ。社ノ大ナル事更ニ凡夫ノ所爲ニ非ス
とある。貞和四年は即正平三年で後村上天皇の御代であるから此の記事は風土記に次ぐ古きものである。此の時代には石寶殿の製作の由來が神秘化され天人が一夜にして社を造らんとして途中で止めたものであると云ふ事に成つて居る。「社ノ大ナル事凡夫ノ所爲ニアラズ」と云ふ表現は中世人の此のものに對する考を最もよく代表せるものと見る事が出来る。而して此の時代にはすでに神社として崇敬されて居た事もうかゞはれる。

五

徳川時代以前の記事として今日注意に登つて居るのは以上の二者であるが徳川時代以後に於ては實に多數の文献が存する。之は徳川時代の時代精神がかゝる種類の事物に興味を向ける傾向を有して居た事の證據であるが又他方此の時代に到つて始めて石寶殿そのものが人の注意し崇敬するものと成つたと云ふ事を推察せしむるものである。當社の縁起類も實に此の時代にすべて作製せられたものと考へてよからう。縁起には「石寶殿略縁起」「播磨國靜窟略社記(濱公美撰明和六年)」「生石神社々記」「播磨國石寶殿略記」等五指を屈する程有るがいづれもその系統を一にするものであるからその内より一をえらんで記することにする。

抑播州印南郡生石子社石寶殿の由來を尋るに、神代の昔大己貴命天の岩船に乗り此山に止り、高御位大明神と號し一神は少彦名命生石の大明神と號す、二神御意を合せ、五十餘丈の岩を切ぬき石屑は一里北たかみくら山の峯に投をくり玉ひ一夜の間に二丈六尺の石の寶殿をつくり、二神鎮座す。實に石は萬代堅固の姿を示し給ひ、神心の實を以て萬民應護のかんしるし明也、以往人皇三十七代孝德天皇白雉年中靈夢の告ありしによりて、千石千貫の地を寄附し給ふ、神寶等數多有りたれ共、其後亂世の爲に没收せらる末社の舊跡且其田今往々民間に字をいふもの有、ある時神人村主と現し社壇を造營して可崇と云終て失せたり。然は湯仰の頭にやとり玉ひ、歩をはこふ倫は壽福圓滿諸願成就の基なり。尙又牛馬を守り給ふ、醫王善神の惠と云つべし又此石西は傾て棟の體巍々たり。巒に靈松は繁りて自然の生氣を現はし、地盤と相離れて浮たるが如く廻りに水溜有て旱魃にも不竭、是則神仙無窮の靈石也。誠に人工の所爲にあらざる事疑ふべからず。深秘なればあからさまにはするされず。天道は満つるをかくの理なれば、唯汚濁を善心に移し邪曲を正直になし心に棟を上ましとの御いましめと拜すべし、摸當山の景南を望めば、亘海漂々として廣矛利物の深妙を表し北を顧みれば孤峰峙ち峨々として二神幽契を給ひ永く蒼生を守り給ふ靈瑞あらたなる事難記委くは本紀にあり、萬葉三 靜ヶ宿 生石子村大なもち少彦名のおはします靜か岩屋は幾世經ねらん

寛文の頃とかや七歳許りの女子詣て一首の和歌を書付ける
まれに来てまたくる事のかたければ名を推古の石の御社

又略記中曰此山頂有レ石半入ニ土中其形如レ船故名ニ磐船大夫大己貴神少彦名神乘來給云、又山麓南面之石上疊有高座石者此則二神始所ニ天降處也、此石上鳥獸不能居也、下東有小流一曰御手洗川二ニ神功德載詳國史

又寛文年間當國刺史前大和守侍從直矩朝臣感神德奉納二首色紙

難波津に咲や此花冬ごもり 今を春へとさくや此花

淺香山かけさへ見ゆる山の井のあさくは人を思ふものかは

右二張の色紙繪馬藏之神庫尙供社壇興隆云爾云々

攝津魚崎 復齊山本原藏信義

及びなき神のむかしのことわざのこれもつちなる石のいわやか

石の寶殿に詣て

社記及び略記は之より簡単であるが石寶殿の製作に關してその未完成なる事を説明して「然るに未だ造營竟給はざる折しも天佐久賣出來て二神に今此山の麓の軍起さむと謀れる阿賀神と云神ありと奏せり。二神此言を聞食て麓の里に出座て神等を集へたまひ(其所を神詰と云今之神爪村是也)彼阿賀神を平げ終に天下を造營竟たまひぬ。」と云ふて居る點や、記述を異にする。是等の緣起の主要點は要するに大己貴命少彦名命の二神が此所に降り給ひ御座所を作らんとして二神御意をあわせて一夜にして大石の御殿を作られたのが之である。而してそれが功を畢へざるは阿賀神がこの山の麓で軍を起さんとしたので之を平げる爲に造營を完成し得ざりしのであると云ふのである。

石寶殿の緣由を大己貴少彦名命に結びつけて考へる信仰が何時の頃から起つたか明かでないがその信仰が絶對的なものである事は事實であつて石寶殿を神社として經營する場合最初よりこの二神が祭神として奉齋せられたであらう事が想像される。

大己貴命は云ふ迄もなく大國主神であり、少彦名命は神產集日神の御子である。此の二神は古事記に「天穴牟遲與ニ少名毘古那、二柱ノ神相並作堅此國」とあり書紀にも「大己貴命與少彦名命戮力一心經營天下」と見えて居る様に國を作り堅め給ひし神である。従つて緣起に説く如き説話が起り来るはこの二神の性質上故なしとはしない。しかしこの際注意すべき事はいづれの緣起にも必ず記載してある萬葉集の生石子村主の歌である。何故ならば若し此の歌が石寶殿を詠ぜるものであれば二神の信仰の由來する所遠き事を考へねばならぬから。

萬葉集卷三に見ゆる歌は左の如きものである

生石村主真人歌一首

大汝オホトムチ、少彦名乃スカヒヒヨナ、將座イマシシ、志都乃シズノ石室者イハヤハ、幾代將經ノクヨヘヌラム

縁起にては生石村をこの地の村名とし、こゝに云ふ志都乃石室を石寶殿に引あてて考へて居るのである。しかし「志都の石室」が石寶殿である事は直ちに承認する事は出來ない。萬葉集の註釋書類は種々説を立てゝ居る。代匠記は之に引あてる地の明かでない事を記して居るに過ぎぬが古義は本居宣長が玉勝間に於て述べて居る説を引いて志都の石室は石見國邑知郡の山中岩屋村に存する岩窟であらう歟と云ひ、又同國同郡出羽村の山中に岩屋が多くありその内に大已貴少彦名をまつれるものあつて國人は之を志都の岩屋と稱して居るとの一説を記して居る。かく「志都の石室」を石見國のそれとする説は寧ろ石寶殿にあてる説よりも有力であつて國學者の間では定説となれるかの如くである。伴蒿蹊の著した『閑田耕筆』には石見國の石屋の狀を挿繪にして考證の文を記して居るが文中「播磨の石寶殿をそれなりといふは非なる事論なし」とさへ云ふて居る。「新考」も亦同じ説をとりて「此窟を播磨國の石寶殿とする説はひが言なり」と記して居る。「志都の石室」なる言葉より考へてそれが石寶殿の如き形狀のものであるよりは奥深く幽邃の感ある岩窟である様に考へられる。しかしかゝる岩窟にして神聖な傳説の附隨せるものは必ずしも石見の岩屋村の所謂「しづの岩屋」一つに止まらないのは勿論であり「しづの岩屋」なる名稱それ自身個有のもので

はないのであるから國學者間の定説と雖必ずしも當れりとする事は出來ない。同時に之を石寶殿に引あてる事も亦穩當ではないのであるから疑問のまゝおく他はないと思ふ。歌の作者生石村主真人は續紀に「天平勝寶二年正月乙巳、正六位上大石、村主真人授外從五位下」とある人である。此の人を研究する事に依つて此の問題を説く事が出来るかも知れない。生石は即大石で石寶殿の社名もこの地の地名も亦こゝより来る。但しそれが何時頃から起つたかは明かでないのでも萬葉集の歌との關連に於て研究し解明すべき問題であらう。此の報文は神社としての石寶殿の成立を主題とするものでないからこの問題は此の邊で止めなければならぬ。

生石村主真人の歌が何處を歌つたものであるかは別問題としてこれが石寶殿の由來と結びつけて考へられて居た事は確なる事實である。峰相記は「生石子高御倉、陰陽二神トシテ夫婦ト顯レ玉フ」と云ふのみで後の縁起類が生石子大明神を大己貴命とし高御位大明神を少彦名命とせる如き説明をなして居ないのは當時恐らくは未だかゝる思想が發生して居なかつた故であらう。しかるに神社啓蒙寛文十年白井宗因撰には峰相記の記事を書いた後に

生石真人歌所謂志都石室者蓋謂此也。按陰陽二神如夫婦者謂大己貴命少彦名歟夫古來相傳有此義、即生石村主之歌云々。

とあるのは既に此の頃に到ると萬葉集の歌によつて陰陽二神を大己貴、少彦名の二神とし縁起の體裁を備へるに到つて居る事をうかゞはしめるものである。即萬葉集の歌がこのものゝ製作者を大己貴、少彦名二神とする信仰を作つたのではないかと思ふ。か様に考へると萬葉集の生石村

主の歌は本來何處の事を歌つたかは別として石寶殿に附隨する信仰を考へる上に非常に重要なと思はれる。

六

徳川時代の中期以後に於て地誌類の著作なるゝ事非常に多きは一つの注意すべき文化現象であるが此の氣運に従つて刊行された播磨國に關する書籍中に石寶殿が記載されあるは云ふ迄もない。有名な『播磨鑑』をはじめとして『播磨州輿地通志』『播磨諸所隨筆』『播磨事始經歴考』『播磨名所巡覽圖會』等には『石寶殿』『生石神社』又は萬葉集の歌にちなめる『靜ヶ窟』等の名の下に此の所謂靈跡を紹介して居る。その内容は簡単なもの精密なもの等の差別こそあれいづれもさきに述べた緣起の類と軌を一にするものである。伊藤萬次郎氏の著作である生石神社考(大正十一年刊)にはよく之等の地誌に記載される資料が蒐集され且抄錄されてあるから我々は之に就て見るの便を有する。

之等の播磨國の地誌以外にも全國的な地理書乃至は隨筆類に之に就いて記すものがある。例へば和漢三才圖會には『靜窟』として記録する所あり、大日本史國郡志には『有池原』○在伊保山西有巨石状如屋、號曰三大石風土記○本書云石長二丈高廣各減三五尺制作奇古世稱石寶殿源有大已貴少彥名所居之語因又稱靜窟附以備考』とある。

貝原益軒の『有馬温泉記』には

社壇のうしろに寶殿有めぐりは石をきりぬきて其の中に屋の形にきりたる石なり。下は石鉢の如く水溜り其上にのせたるがごとし下が扉の口なりと神官のかたるいぶかしき事なり。い

かさまにも甚大きなれば人力とは見えがたし。

云々と記し挿圖をかゝげて居る。又少し趣の變つたものとしてはかの有名なシーボルト江戸參府紀行や『フィツセル參府紀行』に載せらるゝ記事である。前者は曾根松高砂松と共に石寶殿の有名なる名蹟たることを書いて居る。後者は次の様に記述する。(異國叢書所收、齊藤具氏譯)

石寶殿社には高さ四十呎幅三十呎の方形の石あり、下方尖りて小池中にある小臺石の上に立つ。此の怪物は甚だ巨大なれども高く山に據りて横はり而かも其處にて此山より切出されたりとは思はれず、されど斯かる重量の物を引上ぐることは日本にては不可能のことなり、故に此國にて之に迷信的想像を附會するも理なきに非ず、即ち日本人の言によれば或神が紀念標として一夜の間に此石を立たりといふ。

以上のべた所のものは要するに當時此の遺蹟が不思議なる史蹟として如何に人の心をとらへて居たか又從つて播磨の名所として著名であつて旅行者の注意を引いて居たかを語るものである。而してそれらはいづれも縁起とほど同様な神祕的な説明をなすに止るものたるは注目すべきであつて史蹟名所として人の心を集めた所以がこの點にあつた事を思はしめるものである。しかし他方之等とその趣を異にして此の遺物に學問的説明を加へんとするもの稀に存する事は興味ある事實である。その一は有名な學者山片蟠桃の著夢の代中の記述である。即

播磨國石寶殿縁起に曰く少彦名命大己貴命議りて寶殿を營む、天ノ邪鬼に命じて一夜につくらしむ。邪鬼其勞に堪えずしてはやく曉天を告ぐ。これによりて營造を止む。ゆゑに成就を缺

くと、其石四方三間半、棟は二丈六尺實に天下の奇物なり。二十丁ばかり西北に高御位と云ふ山あり山上に石屑多し、そのときの切屑なりと、しかるにこの石寶殿を見るにいかさまにも大造のものなり、思ふに上古石棺をばつくり功を竟へずして廢したるものか知るべからず。

とあるのがそれである。彼は縁起説を記すに満足せずして之は石棺であらうと云ふ説を成して居るのである。又黒川眞頼の工藝志料なる書には石屋石殿石倉の項に例として石寶殿をあげて居るのは注意するに足る。即

崇峻天皇御宇大連物部守屋石工に命じて播磨の印南郡に存る所の巨石を繋りて以て殿を作らしむ。高さ二丈四尺にして四面の廣さ二丈一尺なり、後世石の寶殿と稱するもの即是なり。

とある。之等は當時他方に於て學問的興味の對象として此の遺蹟が注目されるに到つて居る事を示すものに他ならない。

七

以上數項にわたりて叙述したる所のものは要は此の史蹟が過去に於て如何様に世人の注意に上つて居たかをあとづけ少しくその性質上の變化を考へて見たに過ぎない。本報文が主題とする點は石寶殿そのものを考へる事であるから再び筆を此の中心問題に歸さねばならぬ。

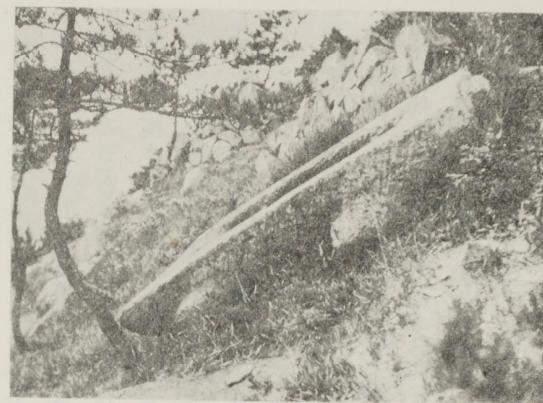
石寶殿を解釋するのに二つの異なる態度がある。一は先に詳しく述べた如き此の遺物に對する神祕的な信仰を重要視してかゝる信仰の源を古代に遡つて考へ遺物の成立をも精神的根據から説明せんとするものである。例へば之を先史時代に於ける巨石紀念物の一種として理解し、

最初より神聖なるものとして神祕的精神より作られたものであり後世之が神社として祭られ種々の説話を産むに到りし所以も實はその成立の根柢にある信仰の殘存するに他ならぬのであると説くものである。かゝる解釋は此の遺物が他に例なきものであり實用的に何に用ひられんとしたか不明である點などから一應はよい考の様に思はれるが單純にかゝる結論を成す事は許されない。考慮すべきは第一に遺物に對する信仰をその成立の時代に直接につながるものとは成し難い事である。かの風土記の記事に少しも神祕な説話を記して居ないで却つて弓削大連の作であると云へるは之を證するものである。又前項に於て考察せる如く石寶殿に關する説話が精密となり、神社としての信仰が盛んとなつたのはむしろ中世以後に屬する事柄である。縁起は神社の起原を古くする爲に崇神天皇の御代に神勅に依つて造營され孝德天皇の白雉五年千石千貫の地を賜つた様に云へるも之は勿論正史にある事實ではない。延喜式にも亦記載されて居ない。尤も延喜式には印南郡の神社が一社も記載されて居ない所から、かく一郡全部が缺けて居る事は或是一郡だけ脱落したのであるかも知れないと云ふ説をなす人もある。併し印南郡は狹き地域へかと思ひ過ごしであつて、最初から記載の神社が一社も無かつたと云ふべきであらう。斯様に生石神社の成立は少くとも平安朝以後の事の様に思はれる。萬葉集の歌は勿論疑問のあるものであるが若し假に此のものを歌へるものとしても何等神社としてその場所が崇敬せられて居た事を積極的に證するものとは成り得ない。斯様に考へて來ると次の結論に到達するであらう。若

し石寶殿が古代人の原始信仰に依つて作られたとするならばその信仰は何等かの形で後の時代に連續して存するであらうと思はれるに拘らずその精神的連關が認められないのはその豫想の當らない事を證するものである。かくてそこに第二の考へ方が發生すべきである。即このものゝ起源をこれが實際の何等かの用にあてた目的で作られたものであるとして實質的に考察せんとする態度である。此の場合に此の考へ方が妥當であることを裏書するものがある。それは縁起に大己貴神が此の地に降り給ふ時に乗つて來られたと傳へる所謂「天釣舟」である。

先に掲げた略縁起の終りに

又略記中曰、此山頂坤有^レ右半入土中、其形如船、故名磐船。夫大己貴神少彦名神乘來給云。



圖三十一第

形を測定する事を得る。その大きさ堅二米七三粍幅一米三三・五粍乃至一米四五・五粍で現在下にない方が幅廣くなつて居る、前後に一個左右に二個宛の繩懸の作り出しがある。中央部は兩側より各約三六・五粍上下兩端より各約四二・五粍の距離をへだて、一〇・五粍の深さの凹みをなして居る。厚さは現在の裏面實は表面の狀態が知り得ないから明かでないが繩懸の凸起の厚さが三〇粍乃至四〇粍あり、それが現在の表面より十二粍程下にあるのであるから約四〇粍の厚さを有するのであらうと思はれる。圖版第十六はかくれたる部分を想定により補足せる實測圖である。以上によつてこれが可成大なる且整美なる石棺の蓋なる事を知るのである。而して之の身となるべきものが何處にあるか又何故にかゝる場所に之が存するかは之を明かになし得ぬを遺憾とする。若し之が身となる石棺が附近に存在するならば必ずや何等かの所傳がなければならぬが口碑傳説無きのみならず現在之を探索する手懸りもなき状態である。たゞ山頂に「乳母のふ」ところと稱する横穴式石室古墳の址があり、構造の大半は破壊せられ玄室の石材を一部残すに過ぎないが（現在幅高共に一米餘奥行約二米）山上墳として相當大きく作られたものと思はれるのが注意される。従つて之もかゝる山頂のいづれの場所かに營造されたものであると思はれる。それは兎に角として此の考古學上の性質の明瞭な遺物がそれが製作の時代より少くとも可成の年數を経て移された場所に於て神祕化され説話の材料として取り入れられて居ると云ふ事に注意したいのである。即歴史時代に作成され且その性質が現在の考古學の知識よりすれば明瞭なる遺物に對しても昔時につては無知識である爲にその由來を神聖化し説話化すると云ふ事である。従つ

て遺物が古代の原始信仰の殘存であるかの如き信仰を持つて居るとしてもその事から直ちに其の遺物を原始時代のものと考へてはいけないと思ふ。かかる點より私は石寶殿の作成の由來をむしろ實際的に解し度いのである。

八

前項に於て私は不可思議なる遺物石寶殿を解釋せんとする態度に就いて吟味をなした。そして之が製作の目的を實際の用に充てる爲と解し製作の時代を強ひて原始時代に求める必要なき事を明かにしたのである。

その立場から石寶殿の問題を考へる時直ちに出て来る考は之が石棺として作られたのではないであらうかと云ふ事である。石寶殿を石棺ならんとする説は古くは先に記した山片蟠桃の書に既に述べられて居るのであるが此の解釋は最も平凡の如くにしてしかも最も妥當な考ではなからうか。この考察を其基礎はるためその形狀に就いて更に考究をしたい。

第一に之が未完成の造作物である事はすべての人の承認する所である。説話もこの點を説明する爲特に阿賀神が反する説が作られてゐる。次に之は製作の途中であるから横になつて居るので外形上、あるべき形は之を引おこしたものであつて今背後に向へる凸起の部分が上にむき今上になつて居る所が正面と成るのであらうと云ふ事も亦すべての文献が想定して居ることである。略社記に「棟梁柱礎、宛乎成三宮室之狀」而未遂成、故其形質未全棟在西礎在東矣」とあるのや「播磨名所巡覽圖會」にすべて社壇の形を作りたるを横に倒したるなり。故に屋根は土臺とも横さまに

なりて拜する人は寶殿の底に面す」とあるのがその例である。關野博士はさきの報文で此の事を述べて更に節理を利用して根石から切離さんと企てたと察せらるゝ點を指摘し此の考へを證據づけて居られる。次に今の後部の凸起が切妻式の屋根の形であるのは實測圖の示す如くであるから之が上部になる様引起したる時全體が一種の家屋の形を成す事も同時に考へられ又實測圖に依り證明される事である。更に今上部となつて居る部分は松が生えて居るので不思議な事柄とされて居るが之は恐らくかの場所が或る回味を有して居る事を證するのではないかと思はれる。それは風によつて砂が運ばれそれが堆積する爲には平面であつてはならないし殊に少さくても松が生える爲にも相當の回味を必要とするからである。掘り込まれてある事はそれが正面に向けられて石室がそこから作られんとしたのである事を思はしめる。

かく石寶殿を想像でではなく理論的に將にあるべき形に迄進めて考へて見ると例へ類例少ない形であるとしても形より云はゞ必ずしも人の意表に出るものではなく之を石棺又は石室等であると想像するは又自然である様に思へる。

古墳時代の末期に到ると一個の大きな石を割り抜きて之を石室となす一種の古墳が作られた。例へば有名なる大和國高市郡阪合村大字越の牽牛子塚や又鬼の雪隱鬼の俎板の名で有名な同郡高市村大字野口の石櫛の遺品などはその例である。後者は二個の石より成り底石を蓋石で掩ふて石室を形成する様になつて居るが前者は全然凝灰岩の一石を掘り抜いて石室を作つたもので中に隔を有しその大さの概略は入口の幅一米四七粂奥行二米幅二米八二粂中央に長さ一米

五一粍幅四五粍の隔があり幅一米十八粍宛の室に分たれて居る。(内務省指定史蹟報告第三冊、奈良縣に於ける指定史蹟第一冊記載又河内國打上村に存在する石寶殿と稱するものも亦この一例である。(考古學雜誌第四卷第七號河内打上村石寶殿梅原末治氏報告)

斯様に考へ來ると石寶殿も亦此の種のものであつて石の產地である好條件によつて斯様に大なる石棺製作の工事をなしたのであつて其の工事が半ばで中止せられた爲に製作の意圖が不明となつたものではないかと考へられる。關野博士はさきの記述に引き續いて石寶殿の性質にして考察を進められ之を石棺の一體ならんかと云ひその類例として長持の如き一大石の側面を深く鑿つて内に屍體を藏めたものである大阪府下南河内郡古市町字輕暮羽曳山墳生ノ岡の上有る石棺をあげて居られる。

切妻の屋根形を小さく作り出して居る事は又類の少いことである。しかし石棺に家形石棺があつて蓋の上部を屋根形にする事が多く行はれて居る様に墓の建築に家屋の形を取り入れることは一般的な精神傾向であるから之も亦特に理解し難い事でない。むしろ屋根形を象徴的に作つて居る點に之が家屋でなく墓室であらうと云ふ事が考へられるのである。形の上の類例は大和國宇陀郡内牧村大字赤埴にある僧堅慧の墓と稱するものに求める事が出來る。(考古學雜誌第四卷第四號高橋博士論文參照要するに私は石寶殿を以て一種の石棺を製作せんとして功半で止まれるものと考へる。

さて此處に到着して顧るべきは最初にあげた風土記の記事である。風土記の記述が後世の文

獻と異つて頗る簡単に何等の粉飾らしき事柄なく遺物を叙して居る點はさきにも注意した事であるが、之は眞を傳へるに近い事を裏書するものであらうと思ふ。然らば「聖德王御代弓削大連所造之石也」とあることは如何に考ふべきであらうか。弓削大連即物部守屋の時代が所謂古墳時代の後期に屬し大なる石室古墳や大きくなる石棺を盛んに作つた時代なりし事、且又生前に其の墓を經營するの風習も盛んであつた事等は遺物の性質と此の記事との間に年代的の矛盾を生ぜしめないのである。従つて風土記の所傳は他に積極的な肯定の材料が無い今日直ちに採用する事は出来ぬがさりとて又物部守屋の死後百餘年後の和銅年間に作られた風土記の記事が特に矛盾を示さぬ以上之を積極的に否定する事も出來ないのである。従つて關野博士が當時蘇我蝦夷や馬子と對立せる大勢力家物部守屋が石棺の目的を以て之を造らしめたことは無いとは云はれない。そして守屋が敗亡の爲め工事自ら中止され其儘放棄された者と解することが出來ないこともない」と云ふて居られるのは強ち想像に過ぎるとは云へない、しかし學問的には他に資料を得るに到る迄は飽く迄之を疑問のまゝ残しておく外はないであらう。

九

以上でほゞ石寶殿に關する報告をなし得たと思ふ。石寶殿が神社として如何に發展しその社領社格等の變遷は如何なるものであつたかと云ふ様な問題は自ら別個の問題と考へた故に此處では全く之を解明しなかつた。又石寶殿の考古學的遺物としての考證も筆者の寡聞の故に充分論述し得ず粗漏なるものであつた。しかし冒頭に述べた様に史蹟調査報告の目的とする所は遺